

葛飾区児童相談所基本構想

かつしかの

子どもは葛飾で守る、

それは葛飾区の誇りです。

令和2年3月

葛 飾 区

葛飾区児童相談所基本構想の策定にあたって

本区では、子育て支援を葛飾区の最重点事業の一つとして位置付け、待機児童解消や保育料の多子減免制度の拡大等様々な施策を実施してきました。

一方、全国的に児童虐待対応件数が増加する中、本区においてはこれまでも子ども総合センターが中心となって様々な支援を行ってきたところですが、命を守るための強制力を伴う子どもの保護など、法的な介入力を持っていないために、その支援には限界がありました。

こうした中、本区では特別区全体で連携し、子どもの権利、特に児童虐待の防止を大きな区政課題と認識し、効果的な対応を図る手段として児童相談所を設置できるよう、国及び東京都に働きかけを行ってきました。

平成28年6月には児童福祉法改正により、本区をはじめとした特別区で児童相談所を設置することができるようになりました。

本区が児童相談所及び一時保護所を設置することにより、従来対応することがかなわなかった法的権限による介入が可能となり、これまで本区が充実を図ってきた様々な子育て支援策などと直接かつ一体的に結びつけることで、今まで以上に奥の深いきめ細やかなサービス展開が可能となります。

今回とりまとめた基本構想は、児童相談所及び一時保護所を新たに設置する意義や子ども総合センターとの役割を明確にするなど、今後の本区における子どもたちの権利擁護、虐待防止に関する児童福祉行政の基本方針を示すものです。

私は「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現をめざし、子ども総合センターと児童相談所が連携して児童相談体制の強化や自立支援の充実などを一層推進し、子どもの最善の利益を確保していきたいと考えております。

結びに、基本構想の策定にあたり、種々ご意見、ご提言を賜りました区議会をはじめ、学識経験者及び関係団体の皆さまに改めて御礼申し上げます。

令和2（2020年）年3月

葛飾区長 青木 克徳

目 次

第1章	策定の目的	1
第2章	法改正の変遷	2
第3章	最近の周辺動向	4
1	国	4
2	東京都	4
3	特別区	5
第4章	基本構想の位置づけ	6
第5章	児童福祉行政の現状と課題	7
1	葛飾区子ども総合センター	7
1-1	概要	7
1-2	現状	8
1-3	主な課題	12
2	東京都における児童相談所・一時保護所	14
2-1	概要	14
2-2	現状	19
2-3	主な課題	22
3	東京都における社会的養護	24
3-1	概要	24
3-2	現状	26
3-3	主な課題	29
第6章	区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義	30
第7章	基本方針	31
1	区立児童相談所等設置の基本理念	31
2	児童相談体制の強化に向けた子ども総合センターと 児童相談所・一時保護所の今後の展望	31
3	本区がめざす児童相談体制	34
4	職員の確保・育成	38
5	建設予定地	40
6	関係機関及び組織間連携の更なる強化	41
7	虐待通告	44
8	社会的養護の推進	45
9	児童相談所設置市事務	46
10	スケジュール	48
用語集		49

文中の※がついている語は用語集に説明が載っています。

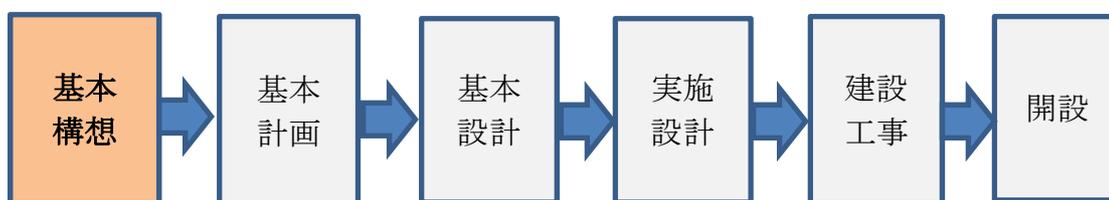
文章中の表の年度表記は引用元のとおりとなっているため、西暦と和暦が混在しています。

第1章 策定の目的

基本構想は、児童相談所及び一時保護所（以下「児童相談所等」という。）と子育て関連の他の計画との関連づけや、期待する効果を明らかにしつつ、現状と課題を整理した上で、葛飾区子ども総合センターとの役割を明確にし、今後の本区における児童福祉行政の基本方針を示すものです。

今後は、この基本構想を基に、組織体制や施設整備の基本的な考え方などを示す基本計画の策定をはじめ、基本設計・実施設計や建設工事に取り組んでいきます。

今後の流れ



第2章 法改正の変遷

児童福祉法等に関する主な変遷は、以下のとおりです。

昭和22年	○児童福祉法の成立(昭和23年4月施行)
昭和24年	○児童福祉法改正(昭和24年6月施行) 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の児童に係る少年法の規定との関係の調整 同居児童の届け出制度の創設 市町村による児童福祉審議会の設置を可能とする 等
昭和26年	○児童福祉法改正(昭和26年10月施行) 福祉事務所と児童相談所それぞれの業務、職務分担の明確化 児童相談所の所長及び所員の資格要件の規定 親権喪失についての児童相談所長による請求権付与 等
昭和27年	○児童福祉法改正(昭和27年7月施行) 都道府県に置くとされていた児童福祉司を児童相談所に置き、児童相談所長がその担当区域を定める等
昭和40年	○母子保健法の成立(昭和41年1月施行)
平成9年	○児童福祉法改正(平成10年4月施行) 養護施設等の名称及び機能の見直し 児童家庭支援センターの設置等の改正
平成12年	○児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12月11月施行) 児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待) 住民の通告義務
平成16年	○児童虐待防止法の改正(平成16年4月公布、平成16年10月施行) ○児童福祉法の改正(平成16年11月公布、12月施行) 児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象) 通告義務の範囲拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象) 市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加) 入所児童の年齢要件の見直しなど児童福祉施設や里親等のあり方を見直し 要保護児童対策地域協議会の法定化 等
平成19年	○児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成19年6月公布、平成20年4月施行) 児童の安全確認義務 出頭要求・再出頭要求、立入調査等の強化(臨検・探索) 面会・通信等の制限の拡大・接近禁止命令 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等 要保護児童対策地域協議会の設置努力義務化
平成20年	○児童福祉法の改正(平成20年12月公布、平成21年4月施行) 被措置児童等に対する虐待の措置の明確化等 要保護児童対策地域協議会の機能強化 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化 里親制度の改正等家庭的養護の拡充
平成23年	○民法・児童福祉法の改正(平成23年6月公布、平成24年4月施行) 親権と親権制限制度の見直し(親権停止の創設等) 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について 未成年後見制度の見直し(法人又は複数選任)

平成28年	<p>○児童福祉法・児童虐待防止法・母子保健法の改正(平成28年6月公布・施行、一部平成28年10月施行)</p> <p><u>児童福祉法の理念の明確化等</u> 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における養育を推進する 市町村・都道府県・国の役割と政務の明確化 しつけを名目とした児童虐待の禁止 <u>児童虐待の発生予防</u> 子育て世代包括支援センターの法定化 支援を要する妊婦等に関する情報提供 母子保健施策を通じた虐待予防等 <u>児童虐待発生時の迅速・的確な対応</u> 市町村における児童等に必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化（専門職の配置） 児童相談所設置自治体の拡大（特別区も設置可能に） 児童相談所の体制強化（児童心理司、医師又は保健師、指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を実施） 関係機関等による調査協力 <u>被虐待児童の自立支援</u> 養子縁組里親の法定化 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援、養子縁組に関する相談・支援を児童相談所業務として位置づけ 18歳以上の者に対する支援の継続 自立援助ホームの対象者の拡大 等</p> <p>○民間あっせん機関等による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の成立(平成28年12月公布、平成30年4月施行) 養子縁組あっせん事業にかかる許可制</p>
平成29年	<p>○児童福祉法・児童虐待防止法改正(平成29年6月公布、平成30年4月施行)</p> <p>虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 家庭裁判所による一時保護の審査の導入 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大</p>
令和元年	<p>○児童福祉法・児童虐待防止法・少年法・配偶者暴力防止法改正(令和元年6月公布・施行、一部令和2年4月・令和5年4月施行)</p> <p><u>児童の権利擁護</u> 親権者等による体罰の禁止 懲戒権の在り方の検討 児童相談所の業務の明確化 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討 <u>市町村及び児童相談所の体制強化等</u> 市町村及び都道府県に置ける体制の整備等に対する国の支援等 児童相談所の介入機能と支援機能の分離等 児童相談所への弁護士、医師、保健師の配置等 児童相談所への児童心理司、児童福祉司、スーパーバイザーの配置基準等 児童相談所の業務の質の評価の実施等 <u>児童相談所の設置促進</u> 中核市及び特別区に対する児童相談所の設置支援 <u>関係機関間の連携強化</u> 連携強化すべき関係機関の明確化 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 DV対応と児童虐待対応との連携強化 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 児童が転居する場合の措置</p> <p style="text-align: right;">他</p>

※厚生労働省ホームページ参考引用

第3章 最近の周辺動向

1 国

国は、時代背景に合わせて児童福祉法等の法改正を実施し、全ての子どもが健全に育成されるよう対応を講じてきました。

しかし、児童虐待*の定義が明確化し、社会全体で児童虐待の認知度が高まったことなどにより、児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっております。さらに、重篤な児童虐待事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっています。

こうした状況を受け、国は児童相談体制の更なる強化を図るため、以下の対策を打ち出しました。

名 称	時 期	概 要
児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	平成 30 年 7 月	・ 転居ケースの引き継ぎの徹底 ・ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施 など
児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)	平成 30 年 12 月	・ 児童福祉司*の増員等児童相談所の体制及び専門性強化 ・ 市町村の体制・専門性強化
「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について	平成 31 年 2 月	・ 子どもの緊急安全確認 ・ 通告元を保護者に伝えない ・ 児童相談所・市町村・学校及び教育委員会の抜本的な体制強化
児童虐待防止対策の抜本的強化について	平成 31 年 3 月	・ 体罰禁止等子どもの権利擁護 ・ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 など

2 東京都

東京都は、児童虐待相談対応件数の増加や都内での虐待死亡事件、さらには国の対応を受け、平成 30 年 9 月に児童相談体制の強化に向けた緊急対策を発表しました。この中では、平成 30 年度中に緊急実施した児童福祉司等の職員の増員、SNS を活用した相談の施行的実施、警視庁との情報共有範囲の拡大、安全確認行動指針の策定など、全庁一丸となって虐待防止対策の推進に取り組むこととしています。

また、児童福祉審議会等における検討を踏まえ、「東京都子供への虐待防止等に関する条例」を制定し、平成 31 年 4 月から施行しました。この条例では権利の主体は子どもであり、その最善の利益を最優先することや、保護者の体罰等の禁止を明確化しました。また、虐待通告の促進や妊産婦・乳幼児の健康診査の受診勧奨に応じる努力義務など、条例の施行を通じて、虐待防止に向けた都民意識の更なる普及・醸成をめざしています。

3 特別区

特別区における児童相談所の設置は、昭和61年、国に事務移譲が認められなかった後も、都区間で継続して協議を行ってきました。平成28年の児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能になったことを契機に、特別区における児童相談所の設置は大きく前進しました。

区立児童相談所の設置の時期や運営方法等は、区によってばらつきがあるものの、特別区の中で一番設置が早い3区（以下、「先行3区」という。）では、令和2年度より区立児童相談所が開設される見込みです。

◆各区の開設予定時期(令和元年9月現在)

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	未公表
	3区	2区	4区	葛飾区	<u>1区</u>	1区	10区

* 下線は該当年度以降の開設を予定している区

※「特別区長会事務局調査」より抜粋

児童相談所を設置する上で、各区が共通して抱えている主な課題は、①職員の確保・育成、②施設用地の確保・施設整備とその運営、③一時保護所や入所施設等の入所・利用に係る広域調整、④財源の確保、⑤開設時の東京都からの支援のあり方、⑥児童相談所と区（子供家庭支援センター^{*}等）の役割をどのように位置づけるかなどがあります。

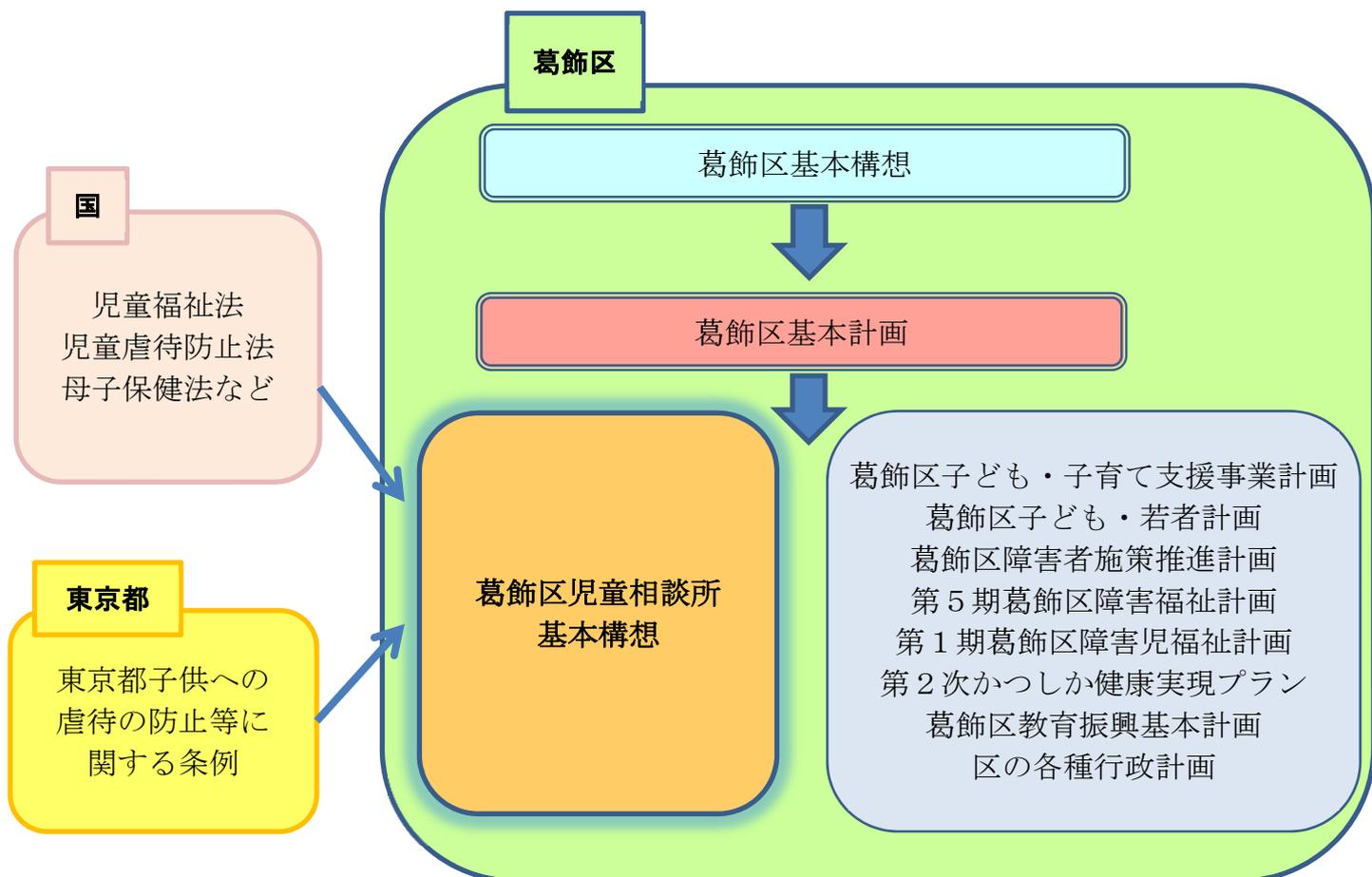
これらの課題を解決するために、副区長会の下に置かれる指定会議体として児童相談所の設置に係る各主管部課長会の代表で構成する特別区児童相談所移管準備連絡調整会議を設置しました。この会議体では、特別区全体に共通する課題や、東京都と協議を要する課題の検討・調整等を行っています。

また、先行3区は、児童相談所の設置に係る政令指定申請に向けた東京都との協議において指摘された事項を特別区間において共有しています。それ以外の開設予定区も、児童相談所の業務や社会的養護に関する普及啓発活動、さらには研修の場を共有するなど、互いに情報共有や連携を取りながら設置に向けた準備を精力的に行っています。

職員の確保に関しては、特別区人事委員会で、新たに児童相談所等の経験者採用や、福祉職・心理職の採用枠を拡大し、確保に努めるとともに、東京都及び近隣3県6市の児童相談所等へ各区職員の派遣研修先の確保や調整を行っています。育成に関しては、特別区職員研修所で、児童福祉司任用前講習会及び指定講習会を皮切りに児童福祉法に基づく法定研修や、児童虐待への対応、司法面接などの専門研修を実施しています。

第4章 基本構想の位置づけ

基本構想は、児童福祉に関する各法令をはじめ、条例等の理念や政策を踏まえつつ、葛飾区基本構想や基本計画と整合性を図るとともに、区の関連する各行政計画と連携を図ります。



第5章 児童福祉行政の現状と課題

1 葛飾区子ども総合センター

1-1 概要

子ども総合センターは、妊娠期から子育て期にわたる総合相談や支援の窓口です。本区は全国に先駆けて、平成23年度から「市区町村子ども家庭総合支援拠点（子供家庭支援センター）」と「子育て世代包括支援センター※」それぞれの機能を、葛飾区子ども総合センターとして同一場所で開催してきました（平成30年7月現在全国で5自治体が同一場所で開催）。

また、子ども総合センターが入っている健康プラザかつしかは、健康部（保健所）との複合施設となっており、日常的に連携がとれる体制となっています。

(1) 所在地

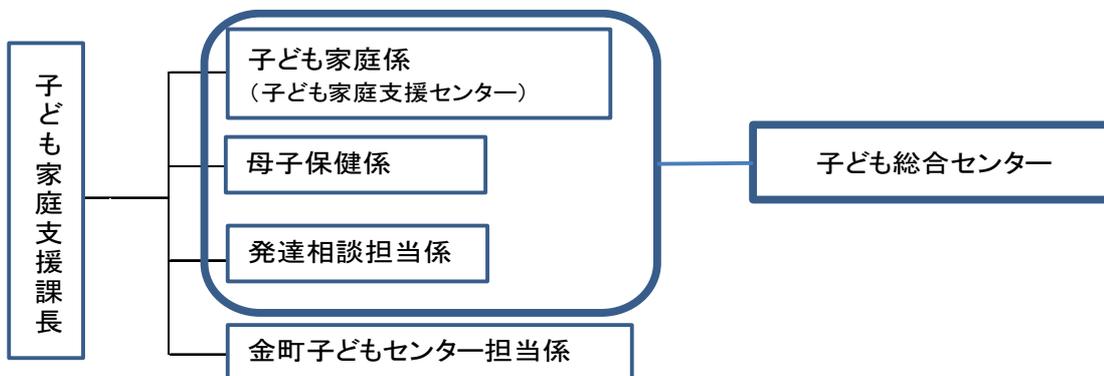
葛飾区青戸4-15-14（健康プラザかつしか2階）

京成線青砥駅 徒歩15分

京成バス テクノプラザかつしか下車 徒歩3分

都営バス 亀有新道入口下車 徒歩5分

(2) 組織体制



(3) 職員構成

福祉専門職（社会福祉士、保育士、児童指導員等）、保健師、発達支援専門員（公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等）、言語聴覚士、事務等

(4) 開館日及び開館時間

- ・子ども家庭係 月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ・母子保健係 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

- ・発達相談担当係 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
 - ・子育てひろば「いろは」 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
 - ・親子カフェ「アリス」 月曜日～土曜日 午前10時～午後4時
- ※（祝日・年末年始を除く）

（５）事業内容

- ・子ども及び家庭に係る総合的な相談
- ・ショートステイ※、トワイライトステイ※の受付
- ・子ども及び家庭に係る実情の把握、情報の提供、調査、指導等
- ・子どもの虐待の防止に関すること
- ・養育家庭制度の普及
- ・母子保健事業
- ・子どもの発達障害※に係る相談及び支援
- ・子どもの発達障害に係る保育園等の巡回及び訪問指導
- ・特定相談支援事業※及び障害児相談支援事業※
- ・5歳児健康診査事業

1-2 現状

（１）子ども家庭支援センター事業

（ア）総合相談事業

一般的な子育てに関する相談から養育困難な状況や子どもの虐待などに関する相談まで、妊娠期から子育て期にわたる子どもと家庭などに関する相談全般に応じています。関係機関と連携し、様々な子育て支援サービスなどを活用しながら、相談者の状況に応じた最善の方法で課題解決を図れるよう対応しています。

◆子ども及び家庭に係る総合的な相談の活動件数

年度	内容	虐待 相談	養護 相談	保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その 他	計
26	新規受理件数	293	747	16	6	5	268	0	1,335
	延べ活動件数	3,604	7,000	32	53	89	909	0	11,690
27	新規受理件数	304	844	13	12	10	223	5	1,411
	延べ活動件数	5,821	9,839	21	73	184	745	6	16,689
28	新規受理件数	214	741	3	11	1	197	7	1,174
	延べ活動件数	6,146	14,343	8	75	5	825	7	21,412
29	新規受理件数	297	996	2	24	10	155	11	1,495
	延べ活動件数	6,205	13,116	10	117	50	1,105	45	20,648
30	新規受理件数	306	1,048	6	30	8	188	3	1,589
	延べ活動件数	8,711	12,307	11	179	102	1,193	10	22,513

過去5年間の活動件数は、新規受理件数及び延べ活動件数ともに高い数値で推移しています。新規受理件数及び延べ活動件数をみると、各年ばらつきはあるものの活動件数に占める虐待相談の割合が2～3割、養護相談が6～7割弱となっており、虐待相談と養護相談の合計が総合相談事業の大半を占めています。

(イ) 子育て支援事業

保護者が子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、指定する施設で短期的に養育する制度として平成19年よりショートステイ・トワイライトステイを開始しています。

◆ショートステイ・トワイライトステイの実施概要

事業名	保護者の状況等	利用時間	利用料金	定員	利用期間	休業日
ショートステイ	入院・仕事・育児疲れ等	24時間	6,000円/日	5名/日	1か月 7泊以内	年末 年始
トワイライトステイ	仕事・育児疲れ等	午後3時～ 午後10時	2,000円/日	10名/日	1か月 7日以内	年末 年始

※区内在住の2歳以上15歳以下（中学生以下）対象

※利用に当たっては事前登録と原則として利用する5日前までの利用申請が必要

◆ショートステイ・トワイライトステイ利用状況

年度	ショートステイ		トワイライトステイ	
	実人員	延べ人員	実人員	延べ人員
26	78	211	32	138
27	109	278	46	147
28	122	248	83	222
29	178	576	116	311
30	279	632	87	198

いずれの事業も、更に利用しやすくなるよう平成29年度に利用料金などの見直しを行いました。その結果、ニーズの高まりもあり、ショートステイの利用人員が年々増加しています。

この他、要支援児童一時預かり事業や子育て支援ボランティア派遣事業などを通して、子育てをしている家庭の支援を行い、子育ての孤立や虐待の未然防止を行っています。

(2) 母子保健事業

妊娠届出時から出産後の相談支援やサポートプランの作成、妊娠後期訪問など（ゆりかご葛飾事業）を保健センターと連携して行い、安心して妊娠・出産・子育てができるように情報提供や支援を行っています。また、要支援家庭を早期に発見し、虐待などにつながらないように支援を行っています。

平成24年度より、妊娠がわかり悩んでいる方、出産後の養育について支援が必要な方が速やかに相談できるよう専用電話「妊娠・出産どうしようコール」を設置し、相談事業を開始しています。

また、こんにちは赤ちゃん訪問事業では、出生通知票をもとに、助産師又は保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、産後の母子の体調や子育てなどの相談を受け、産後うつへの対応や育児での孤立防止を行っています。

さらに、保健センターでは令和元年10月より出産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を開始し、母子の支援体制の強化を図ります。

◆こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

年度	乳児健診対象者数	訪問実数	訪問延数	訪問率	電話指導
26	3,719	3,287	3,439	88.38	151
27	3,706	3,455	3,615	93.23	156
28	3,849	3,360	3,525	87.30	220
29	3,755	3,271	3,429	87.11	198
30	3,671	3,140	3,234	85.54	185

各年増減はあるものの、約9割の家庭に対して訪問を実施しています。また、必要な家庭には複数回訪問を実施し、さらに、早期から支援が必要と思われる家庭には、助産師や保健師から保健センターのカンファレンスを通して子ども家庭支援センターへ情報提供を行い、緊密な連携のもと必要な支援を行っています。

(3) 発達支援事業

発達支援事業を通して、就学前の子どもの行動観察や保護者からの相談を受けることで子育てに関する助言を行い、必要に応じて療育機関の紹介や就学支援、発達検査を行い、発達の課題を明らかにすることで保護者に子どもの成長・発達に対する理解を深めてもらい、よりよい子育てにつなげています。さらに、日頃より子どもや保護者と関わりのある幼稚園や保育園、認定こども園を訪問することで、現場の職員が支援の必要な子どもや家庭に気づき、適切な支援や相談を行えるようコンサルテーション[※]を行っています。

また、平成 27 年度より年度内に 5 歳児になる子どもを対象に健康診査を開始し、子どもの発達や子育てに不安のある保護者をアンケートによって抽出し、相談援助を行うことで保護者の不安解消を図っています。これに合わせて、発達に課題があると思われる子どもに対して発達検査などを実施し、早期に療育などにつなげるとともに保育園、幼稚園などと連携し、適切な就学につながるよう子どもとその保護者への支援を行っています。

◆発達相談受付件数

年度	件数
26	643
27	649
28	678
29	688
30	635

◆巡回訪問件数

年度	訪問回数	対象児童数
26	399	1,377
27	411	1,313
28	377	1,418
29	404	1,665
30	426	1,539

◆5歳児健康診査実施状況

年度	対象者数	受診者数	受診率
27	3,656	2,957	80.9
28	3,635	3,051	83.9
29	3,651	3,191	87.4
30	3,784	3,293	87.0

社会全体で発達障害などに関する認知度が増加したことに伴い、保護者や幼稚園・保育園からの相談が増え、発達相談受付件数や巡回訪問対象児童数、5歳児健康診査の受診率は高い水準を保ち続けています。また、巡回訪問回数の増加は、近年の保育園数の増加も大きく影響しています。

1-3 主な課題

(1) 認知度の向上

本区には、似た名称や機能を持つ区立施設が複数あるため、区民だけでなく関係機関にとっても、どこに相談すればいいのかわかりづらいという声があります。また、平成30年12月に実施した「葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査」によると、子ども総合センターを「知っている」と答えた方は44.9%であり、区民に十分認知されているとは言えない状況です。

利用の必要性の有無にかかわらず、困ったときに相談できる場所をより多くの区民に知っていただくことで、子育ての不安感や孤独感の軽減につながることを期待できます。

(2) 利便性の更なる向上

本区の子ども家庭支援センターは、月曜日から土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで開設し相談対応を行っています。しかし、東京都が定める子供家庭支援センター実施要綱では、「相談時間を休日や夜間にも行うなど利用者の利便を図ることを優先的に定めなければならない」とされています。

都内の他区市町村の子供家庭支援センターでは、日曜日や祝日も開所(60区市町村のうち7カ所)していたり、相談受付時間を18時以降まで延長する(60区市町村のうち19カ所)などの対応がなされています。

児童相談所の設置にあたり、子ども総合センターにおいても、利用者の利便性をどのように向上していくか検討する必要があります。

(3) 相談体制の充実

	葛飾区	23区平均
児童人口(平成31年1月1日現在)(a)	65,985	56,309.0
平成30年度相談受理件数(b)	1,589	1,815.5
平成30年度虐待対応件数(c)	306	514.1
相談担当職員配置数(d)	12	23.6
相談担当職員一人あたりの児童数(a/d)	5,498.8	2,386.0
相談担当職員一人あたりの相談受理件数(b/d)	132.4	76.9
相談担当職員一人あたりの虐待対応件数(c/d)	25.5	21.8

※東京都「平成31年度子供家庭支援センター職員体制一覧(平成31年4月1日現在)」より

相談担当職員一人あたりの相談受理件数(23区中4位)や虐待対応件数(23区中8位)は23区平均より高い中、相談担当職員一人あたりの児童数が23区中1位であることが特徴です。現在は、ベテラン職員を中心に職員

個人の資質の高さや責任感で対応しているものの、増加する虐待件数に対応することが厳しい状況にあります。

近年の全国的な児童虐待などへの相談件数の増加傾向や課題の複雑化・深刻化は、本区も同様であり、福祉職の視点だけでは対応が難しく、他機関の医師や弁護士、学識経験者など様々な専門職との連携やスーパービジョン*を受けながら支援する必要性が増えており、これまで以上に相談体制の充実が急務となっています。

2 東京都における児童相談所・一時保護所

2-1 概要

(1) 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法に基づく18歳未満の子どもに関する家庭などからの相談に応じ、適切な援助を行い、子どもの福祉の向上を図るとともに、その権利を擁護する機関です。児童相談所は児童家庭福祉に関する高い専門性を有すること、児童福祉に関係する全ての機関と連携を十分に図ることとされています。

(ア) 設置主体

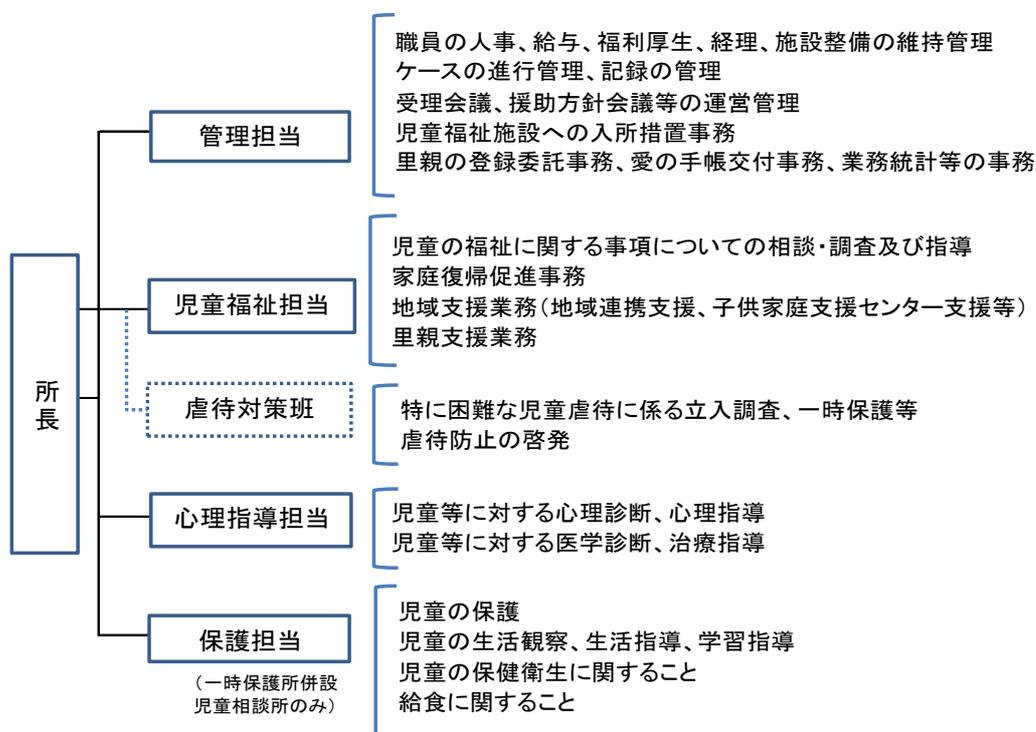
指定都市を含む都道府県に設置義務があり、東京都には11か所の児童相談所*があり、それぞれの担当地域に対して支援を行っています。また、児童福祉法施行規則では、都道府県知事は設置した児童相談所のうち一つを、他の児童相談所を援助し、その連絡を図るために中央児童相談所に指定することができることとされています。東京都の場合は、児童相談センター（新宿区北新宿4-6-1）を中央児童相談所として位置づけています。

*東京都児童相談所

児童相談センター、北児童相談所、品川児童相談所、立川児童相談所、杉並児童相談所、江東児童相談所、小平児童相談所、八王子児童相談所、足立児童相談所、多摩児童相談所、世田谷児童相談所

※葛飾区は足立児童相談所（足立区江北3-8-12）が管轄しています。

(イ) 組織体制（児童相談センター以外の各児童相談所）



※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

(ウ) 職員構成

所長、児童福祉司、児童心理司^{*}、事務、医師、弁護士等

(エ) 開館日及び開館時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

※平日夜間、土日祝祭日は、虐待など緊急性のある相談（児童相談所全国共通ダイヤル189を含む）を児童相談センターで対応している。

(オ) 機能

市町村援助機能	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助
相談機能	専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診査、判定し、それに基づいて援助指針（援助方針）を定め行う援助
一時保護機能	「(2) 一時保護所の概要 (ウ) 機能」参照
措置 [*] 機能	在宅指導等、入所措置、送致等

(カ) 相談の種類と主な内容

相談区分	内容	
養護相談	虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、迷子に関する相談	
保健相談	一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児等）	
障害相談	知的障害相談（愛の手帳 [※] の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談	
非 行 相 談	ぐ犯行為相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条6 [※] により送致のあった児童、犯罪少年 [※] に関して家庭裁判所 [※] から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談 （家庭環境）	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
その他の相談	措置変更、在所期間延長に関する相談等	
里親に関する相談	養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談	

※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

(キ) その他

東京都では昭和52年より多様な相談ニーズにこたえるために児童相談センターに電話相談室を設置しています。この相談は「4152（よいこに）電話相談」と呼ばれ、平成7年からはニーズの増大などに対応するため、夜間・土日・祝日の相談、聴覚言語障害者のためのFAX相談を開始しました。

(2) 一時保護所の概要

一時保護所は、児童相談所長が必要と認める場合に、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを一時保護するところです。一時保護を行う際は保護者の同意を要せず、職権で実施することができます。また、一時保護の期間は原則2か月を超えてはならないとされています。

しかし、児童相談所長又は都道府県知事などが必要と認め、家庭裁判所の承認が得られれば、2か月を超えて一時保護を行うことができるとされています。

また、一時保護所での保護が適切でない子どもの場合は、一時保護を警察署、福祉事務所*、児童福祉施設*、里親などに委託できるとされています。

(ア) 設置主体

児童相談所設置市に設置された児童相談所については、原則として一時保護所を設置するものとされています。ただし、都道府県が設置する児童相談所の一時保護所の活用や児童福祉施設への委託などにより、一時保護機能が十分に確保できる体制を整えている場合においてはこの限りではありません。

東京都においては、平成31年4月1日現在で、7か所（5児童相談所所管）、定員213名の一時保護所を有しています。

(イ) 職員構成

児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、看護師、学習指導員、心理職員、栄養士、調理員等

※児童福祉施設最低基準を準用し、同等以上の職員配置を行うことが望ましいとされています。

(ウ) 機能

緊急保護	棄児、迷子、家出した子ども等、適切な保護者又は宿所がないため緊急に保護する必要がある場合
	虐待等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
	子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし、若しくはそのおそれがある場合
	一定の重大事件に係る触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）と思料すること等のため、 <ul style="list-style-type: none"> ・警察から児童福祉法第25条に基づく通告のあった子どもを保護する場合 ・警察から少年法第6条の6第1項に基づく送致のあった子どもを保護する場合
アセスメント	適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護所による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
短期入所指導	子どものニーズに応じた子どもの行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための短期間の心理療法、カウンセリング、生活面での問題の改善に向けた支援等が有効であると判断された場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合等

※特別区区長会事務局作成資料より

2-2 現状

(1) 児童相談所の現状

(ア) 相談受案件数

年 度	養護相談 (内虐待相談)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
26	15,482 (8,216)	680	5,905	1,607	5,663	2,424	31,761
27	18,385 (10,619)	640	5,760	1,754	5,494	2,581	34,614
28	20,074 (12,934)	587	5,842	2,013	4,740	2,684	35,940
29	21,305 (14,207)	790	5,999	1,983	4,784	2,618	37,479
30	25,226 (17,454)	743	5,840	2,027	4,931	2,745	41,512

※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

東京都における相談受案件数は年々増加傾向にあり、特に養護相談の件数はこの5年で約1.6倍になっています。そのうち虐待相談件数をみると約2.1倍となっており、平成30年度の全相談件数に占める虐待相談の割合は約4割となっています。虐待相談の件数が増えた要因として児童虐待の認知度が高まり社会問題となっていることや、平成25年8月に国の「子ども虐待対応の手引き」が改正されたことに伴い、面前におけるDV※、他のきょうだいへの虐待を目撃した児童を心理的虐待として捉えるようになった影響と考えられます。

(イ) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司の定数は、国の施策により近年増加傾向にありますが、それを上回る相談受案件数の増加に伴い、児童福祉司1人あたりの対応件数は増加傾向にあります。

また、援助困難児童の増加に伴い、相談1件あたりの調査・指導の平均回数が増加するなど、業務負担が増え続けています。こうした中で、調査・指導の中心といえる、訪問回数の割合が年々減少しています。

◆新規受付相談調査活動状況

	児童福祉 司定数 (人)	相談受理件数(件)		調査・指導回数(上段:回、下段:%)				
			児童福祉司 1人当たり	訪問回数	所内面接	その他	合計	平均回数 (相談一件当たり)
26年度	196	21,266	108.5	67,360 (29.8%)	45,537 (20.2%)	112,910 (50.0%)	225,807 (100.0%)	10.6
27年度	209	24,042	115.0	74,927 (28.1%)	56,044 (21.1%)	135,130 (50.8%)	266,101 (100.0%)	11.1
28年度	227	26,933	118.6	91,985 (27.1%)	74,463 (22.0%)	172,780 (50.9%)	339,228 (100.0%)	12.6
29年度	250	28,213	112.9	111,166 (25.3%)	83,612 (19.1%)	243,569 (55.6%)	438,347 (100.0%)	15.5
30年度	286	32,178	112.5	143,535 (24.8%)	116,982 (20.2%)	318,442 (55.0%)	578,959 (100.0%)	18.0

(注) 4152 電話相談を除く

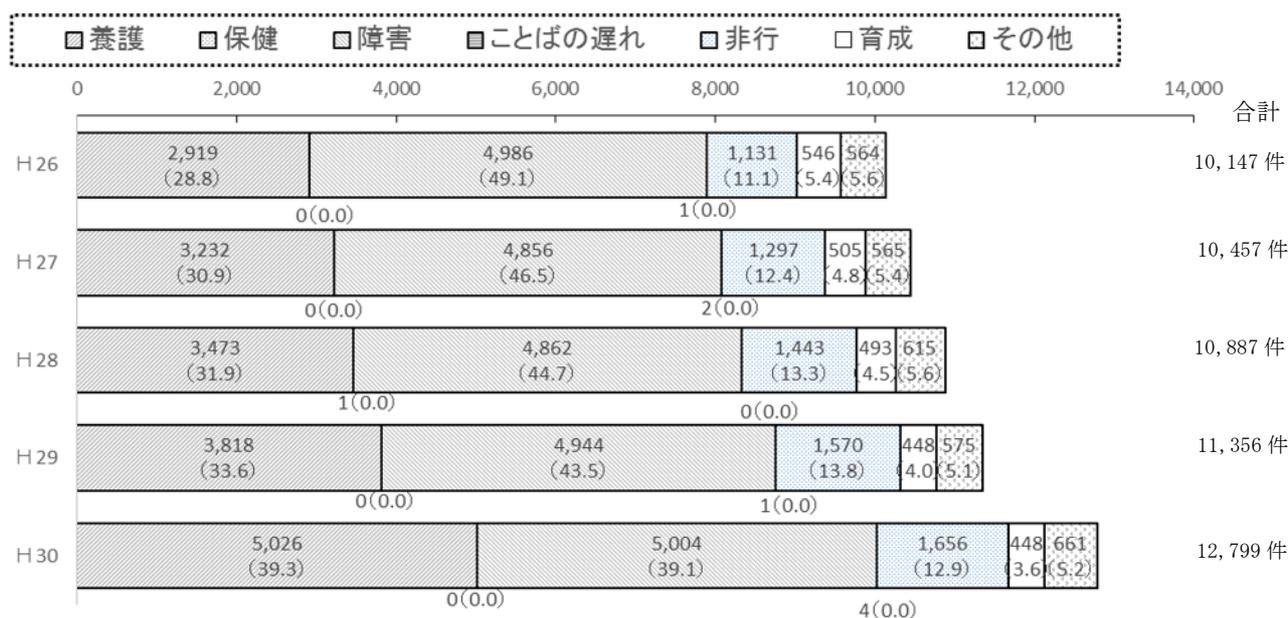
※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

(ウ) 児童心理司の活動状況

児童心理司は心理診断や被虐待児童及びその保護者へのカウンセリングや不登校児、引きこもり児童などへの継続指導などを行っています。児童心理司の対応件数は、年々増加傾向にあり、特に養護相談と非行相談に顕著な増加がみられます。

また、平成30年度の愛の手帳発行件数は3,452件となっており、障害相談の多くを占めています。

◆相談別心理診断状況(新規診断)



※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

(2) 一時保護所の現状

(ア) 入所児童の状況

	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計
養護(被虐待)	238	495	336	218	1,287
養護(その他)	56	63	32	22	173
障害	0	0	0	0	0
非行	0	96	317	198	611
育成	0	18	20	12	50
保健・その他	0	3	10	7	20
計	294	675	715	457	2,141

※「東京都児童相談所令和元年度版事業概要」より

平成30年度に東京都で一時保護所に入所した児童は2,141人です。入所理由は養護(被虐待)が半数を超え、次いで非行が多いです。年齢別で見ると年齢層による大きな差はないものの、小中学生年代の被虐待児童、中学生以上の非行児童で半数を占め、子ども同士や対大人との関係において、より専門的な対応が求められています。

(イ) 退所児童の保護日数

年度	年間対応件数	年間保護延日数	平均在所日数 ^{※1}	全国の平均在所日数
25	1,659	69,931	42.2	29
26	1,917	80,033	41.7	29.8
27	1,989	82,148	41.3	29.6
28	2,071	87,802	42.4	30.1
29	2,018	84,555	41.9	29.6

※1 平均在所日数＝年間保護延日数÷年間対応件数

※福祉行政報告例(平成25年度～29年度)より

一時保護所の年間総保護人員はこの10年で約1.5倍に増えており、平均保護日数も40日を超え、長期の保護となっています。平成29年度の全国の平均保護日数は29.6日で、東京都は全都道府県のうち5番目に長い保護日数となっています。

平成29年度の一時保護児童の退所先は約6割が帰宅、約2割が児童福祉施設入所、約2割が他の児童相談所・機関に移送となっています。

2-3 主な課題

(1) 職員の確保・育成

近年の児童相談所への相談件数の増加に伴い、職員が対応を求められる件数は増加しています。また、困難ケースの増加により、これまで以上に職員の質が求められています。これらにより、職員の業務負担の増加や人事異動に伴う児童相談所等経験者の流出などにより、慢性的な職員不足が起きています。

その中で、より丁寧な支援を国から求められており、令和4年度までに児童福祉司の配置が人口4万人に1人から3万人に1人に変更されます。児童福祉司一人当たりの持ち件数は減少しますが、児童福祉司や児童心理司の確保がより一層急務かつ困難となります。

また、現在東京都児童相談所における児童福祉司及び児童心理司は、経験年数が2年以下の職員が約半数を占めています。児童相談所などの勤務経験が浅い職員に対して、児童相談所OBなど経験豊富な職員がチューター制度などを活用しながら職員を育て、支える体制づくりが求められます。

(2) 一時保護の長期化

相談件数の増加は、児童福祉司などによる各種診断の業務遂行速度を遅くし、一時保護所に入所している子どもへのケアの手厚さに影響を与え、さらに家族問題の複雑化に伴う家族再統合の困難性と相まって、一時保護期間を長期化させる傾向があります。

長期に保護されている子どもが増えると、一時保護所は定員超過状態となり、入所児童の置かれた生活環境が、必ずしも最適とはいえない状況が発生します。子どもが親元から離れ、不安を抱えやすい状況の中で、仮の生活の場である一時保護所で過ごす時間は短い方が望ましいといえます。そのためにも児童相談所と一時保護所、関係機関が連携し、子どもの意見を聞きながら、最善の生活環境に速やかに移すことが求められています。

また、一時保護所に入所中は、行動や生活環境が制限されます。なぜ一時保護所に入らなければならないのか、入所中に子どもが自分自身の権利が守られていないと感じた時の対応法などを、職員が子どもの年齢や理解度に応じて丁寧な説明を行い、子どもが一時保護所での生活を理解した上で過ごすことが望まれます。

(3) 一時保護機能の更なる活用

一時保護機能には、緊急保護、アセスメント、短期入所指導があります。しかし、現在一時保護所に入所している子どもは、虐待・非行で9割弱を占めており、子どものニーズに応じた行動上の問題や精神的問題を軽減・改善するための心理療法やカウンセリング、生活面での問題改善に向けた

支援を行う短期入所指導としての活用が少ない状況です。一時保護所が本来持っている機能を最大限生かせるよう整備していく必要があります。

(4) 子ども家庭支援センターとの連携の在り方

本区の場合、東京都の児童相談所は区外にあり、移動で1時間弱かかります。そのため、子ども家庭支援センターと児童相談所は、電話でのやりとりが中心となり、相手の顔が見えない中で連携を行っています。そのため、連絡が遅くなり、すぐに対応にあたれないこともあります。

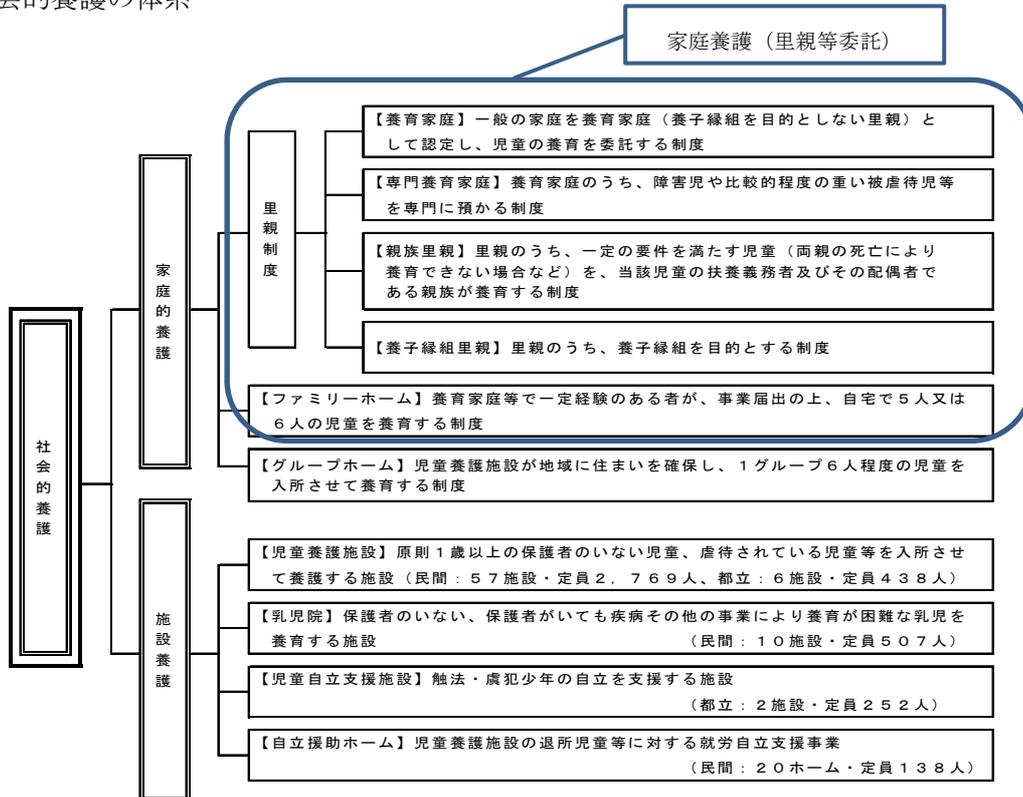
「子どもの最善の利益を守る」という共通目標が双方の機関にあるにもかかわらず、連携の取りづらさが起因して職員間に心理的な距離が生まれることや、子どもの状況に対する認識に温度差が生まれることもあります。

そこで、子どもやその家庭に合わせた支援を、その時々状況に合わせて行うことができるこれまで以上に連携の取りやすい環境を構築する必要があります。

3 東京都における社会的養護

3-1 概要

◆社会的養護の体系



※東京都福祉保健局（平成30年）「見える化改革報告書「子供・家庭施策」より

社会的養護とは、保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

東京都では、社会的養護は家庭的養護と施設養護に大別され、家庭的養護のうち、里親制度とファミリーホームにあたる部分が家庭養護（里親等委託）と呼ばれています。

家庭的養護及び施設養護の概要は次ページのとおりです。

◆家庭的養護の概要

種別	根拠法令	主体	設定・設置基準	対象児童
養育家庭	児童福祉法 第6条の4	都で認定された <u>養子縁組</u> を目的としない里親	東京都里親認定 基準	保護者のいない又は保護者 に監護されることが不適當 と認められる児童（「要保 護児童」）
専門養育 家庭				要保護児童のうち、一定の 専門的ケアを必要とする児 童
親族里親				要保護児童のうち、一定の 条件を満たす児童
養子縁組 里親		都で認定された <u>養子縁組</u> を目的とする里親		保護者のいない又は保護者 に監護されることが不適當 と認められる児童（「要保 護児童」）
ファミリー ホーム （小規模住居型 児童養育事業）	児童福祉法 第6条の3	都で認定された <u>養子縁組</u> を目的としない里親 社会福祉法人 NPO法人	東京都ファミ リーホーム設 置・運営基準	保護者のいない又は保護者 に監護されることが不適當 と認められる児童（「要保 護児童」）
グループ ホーム	東京都養護児 童グループ ホーム制度実 施要綱	民間（社会福祉法人・日 本赤十字社・公益財団法 人）都立（東京都社会福 祉事業団指定管理委託）	東京都養護児 童グループホーム 制度実施要綱	児童養護施設入所児童のう ちグループホームでの養育 が望ましい児童

◆施設養護の概要

施設種別	根拠法令	運営主体	設置基準	対象児童
乳児院	児童福祉法 第35条、37条	社会福祉法人 日本赤十字社	児童福祉施設の設備 及びに運営に関する 基準	保護者のいない、保護者 がいても疾病その他の事 業により養育が困難な乳 児
児童養護施設	児童福祉法 第35条、41条	民間 社会福祉法人 日本赤十字社 公益財団法人 都立 東京都社会福祉 事業団指定管理委託		原則1歳以上の保護者の いない児童、虐待されて いる児童等（20歳まで措 置延長可能）
児童自立支援 施設	児童福祉法 第35条、44条	都立直営		不良行為をなし、又はな すおそれのある児童等
自立援助ホー ム（児童自立 生活援助事 業）	児童福祉法 第6条、33条の6	社会福祉法人 NPO法人	東京都自立援助ホー ム設置・運営基準	満20歳未満の義務教育終 了児童等及び就学中の満 20歳以上の者で満22歳に 達する日の属する年度の 末日までにある者

※東京都福祉保健局（平成30年）「見える化改革報告書「子供・家庭施策」より

3-2 現状

(1) 社会的養護の現状

平成 30 年 3 月末現在、東京都には社会的養護を必要とする子どもは約 3,800 人いるといわれています。現在その約 85%が乳児院や児童養護施設などの施設で生活しています。

一方、里親やファミリーホームなどの家庭的な環境への委託児童数は 540 人と里親等委託率^{*}は 14.1%と全国平均(19.7%)より低い委託率となっています。これは 47 都道府県中 40 位の数値です。

(2) 家庭養護の現状

◆東京都の養育家庭等の登録数及び委託児童数の推移



資料：東京都福祉保健局調べ

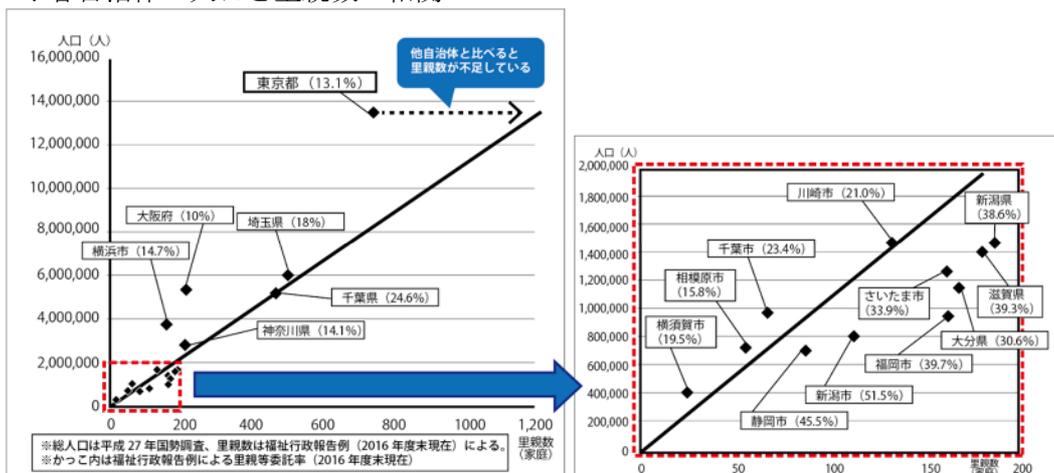
※養育家庭（ファミリーホームは除く）、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親の登録数及び委託児童数

※登録数、委託児童数ともに各年度末現在

※見える化改革報告書「子供・家庭施策」（平成 30 年 10 月 17 日東京都福祉保健局）より

東京都における養育家庭等の登録数及び委託されている子どもの数は近年増加傾向にありますが、伸びが緩やかです。人口に対して里親の数が多い自治体は委託率も高い傾向にありますが、東京都は人口に対して里親数が他自治体と比べ、大幅に少ないことが特徴です。

◆各自治体の人口と里親数の相関

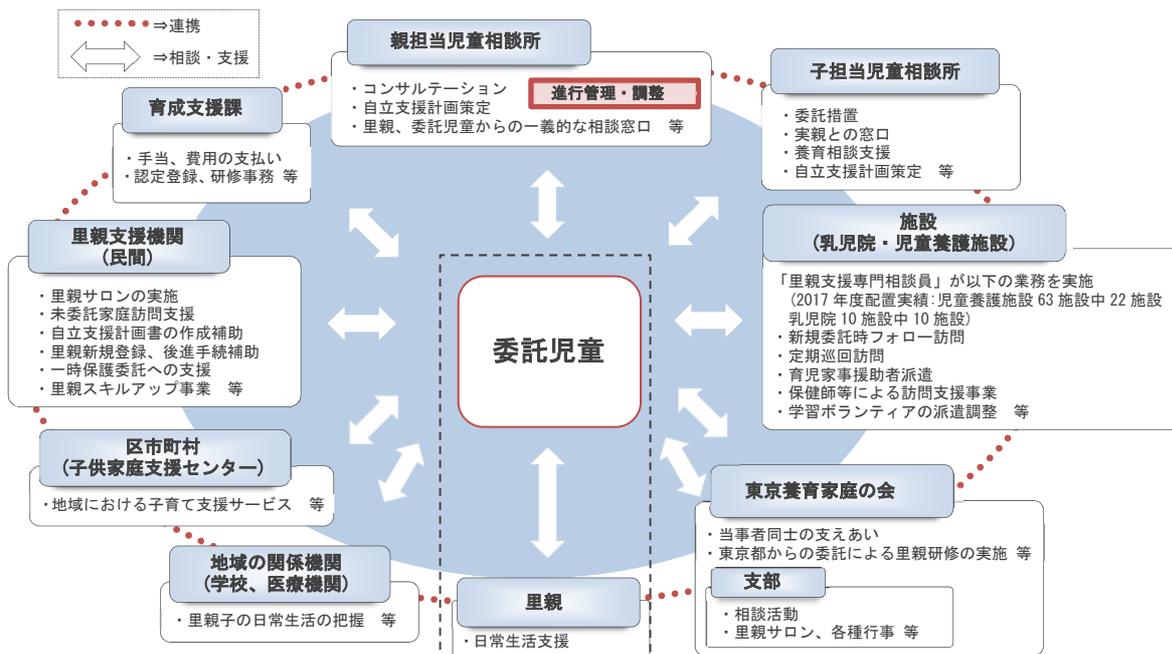


※見える化改革報告書「子供・家庭施策」(平成30年10月17日東京都福祉保健局)より

(3)「チーム養育体制」による支援

子どもを委託されている里親の中には、養育の困難さなどを抱え込んでしまう家庭や子育て経験のない家庭、情緒や発達などに課題を抱える里子を委託されている家庭があります。東京都では平成30年より「チーム養育体制」を立ち上げ、このような里親が子どもを養育していけるよう、関係機関の役割を整理し、チームで養育を行う体制を強化しています。チームの構成員が日々里親子に寄り添い、的確なアドバイスを行うことで、里親が地域で孤立することを防いでいます。

◆東京都の里親制度におけるチーム養育体制について



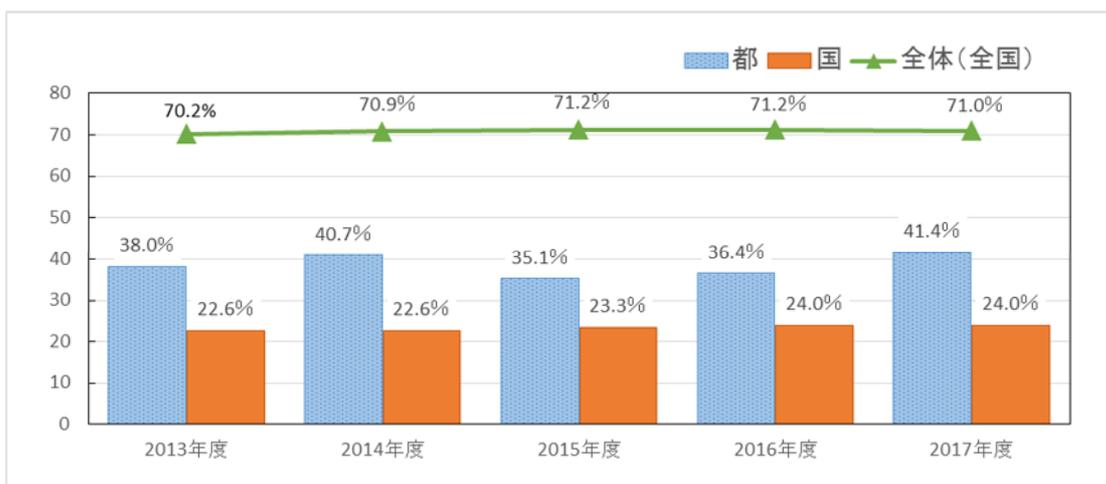
※東京都福祉保健局(平成30年)「見える化改革報告書(子供・家庭施策)」より

(4) 施設養護の現状

施設の入所児童数は昭和 62 年前後から減少してきていましたが、平成 12 年の児童虐待防止法施行以降、児童虐待対応件数の増加に伴い、児童養護施設などへの入所率は高くなっています。そのため、情緒的課題や健康上の課題、非社会的行為などの理由から個別的なケアが必要な子どもの割合は年々高まり、専門的なケアの充実が求められています。

高校卒業後の大学等進路状況については、東京都は全国の児童養護施設入所児童の大学等進学率と比べて高い水準を維持していますが、全国の全高校生の進学率と比較すると低い水準となっています。施設退所後に自立して生活できるよう入所中の支援だけでなく、退所後の支援も重要な課題となっています。

◆児童養護施設入所児童の高校卒業後の大学等進路状況



* 児童養護施設退所児童数値の「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校高等課程、専修学校及び各種学校並びに公共職業訓練施設

資料：社会的養護現況調査（厚生労働省調べ）

* 全体の進学率は、大学、短期大学、専門学校の進学率

資料：学校基本調査（文部科学省）

※東京都福祉保健局（平成 30 年）「見える化改革報告書（子供・家庭施策）」より

(5) これからの社会的養護

平成 28 年に改正児童福祉法が成立し、子どもは里親等家庭と同様の環境での養育を優先することが原則となりました。また、平成 29 年に国は、「新しい社会的養育ビジョン」を発表し、3歳未満についてはおおむね 5 年以内、それ以外の乳幼児についてはおおむね 7 年以内に里親等委託率 75% 以上の実現、学童期以降はおおむね 10 年以内に里親等委託率 50% 以上を実現するという目標を掲げました。都道府県においてもこの数値目標を念頭に置き、数値目標と達成年限を設定することとされており、東京都は令和元年度末までに新たな社会的養育施策推進計画の策定を行う予定です。

3-3 主な課題

(1) 里親に対する認知度の向上

令和元年に日本財団が発表した「「里親」に関する意識・実態調査報告書」によると、里親について「全く知らない」「名前を聞いたことがある程度」と回答した人は約6割います。また、里親制度の内容や現状についての認知度は、約1割という結果です。

里親について知ってもらうことで、里親と里親に委託された子どもたちが地域で孤立せず、社会全体で支えていく地域づくりが求められています。

(2) 里親等委託率の向上

里親等委託率は自治体間の格差が大きく、平成29年12月の新潟市の里親等委託率は51.5%と半数を超えています。同市の10年前の里親等委託率は25.2%であり、里親などへの委託を積極的に行った結果といえます。

また、「「里親」に関する意識・実態調査報告書」によると里親に関する詳細な情報を提示すると、里親意向を持つ人は提示前(6.3%)の約2倍(12.1%)となり、情報の周知や理解が進めば、希望する人が増える見込まれます。

そこで、里親を希望する人を増やすため、様々な手段を用いてアウトリーチ*を行い、里親に対する興味・関心を持ち、理解を示してくれる人を育てていく必要があります。

(3) 里親・里子に対する支援体制の強化

社会的養護の対象となる子どもに必要な支援は多種多様です。ニーズが同じでも異なるアプローチが必要であり、里親等委託を進めるには障壁がたくさんあります。支援の充実と養育力を更に向上させるために、里親・里子の悩みに対応できる相談体制の強化が必要です。そのため、児童相談所における里親・里子を担当する児童福祉司などの専門性の向上や里親専任職員の充実、地域の社会資源や子育てに関するアドバイスを行う専門性の高い職員を配置した民間フォスターリング機関*の導入、そのほか、無理なく里親を務めることができるようレスパイト*の利用緩和などについて検討する必要があります。

第6章 区立児童相談所・一時保護所設置の主な意義

本区が児童相談所等を設置する主な意義は、「切れ目のない支援の提供」と、「身近な地域で相談ができる」の2点です。

1 ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供することができる

(1) 地域資源の更なる活用

本区が児童相談所等を設置すると、複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、区内の子育て支援に関するサービスや場所、人などの地域資源を個々の家庭に合わせて効果的に活用することがこれまで以上に可能となります。これら地域資源の活用が進むことで、継続的な見直しや新たな発掘、創出などにも結び付けやすくなります。

さらには、従来から本区が推進している葛飾区版ネウボラ[※]に児童相談所等を組み込むことにより、ハイリスク要因を持った家庭に対する虐待の未然防止のための保護者支援の充実や一時保護などの措置から家庭復帰、家庭復帰後のフォローなど、地域資源を最大限活用した支援が可能となり、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供できるようになります。

(2) 職員間連携の強化

本区が児童相談所等を設置すると、勤務する職員は全て区の職員になります。そのため、これまで以上に細かい情報共有や対応方針のすり合わせなど緻密な連携が取りやすくなります。また、指示系統が一つになるため、区として要支援家庭の早期発見（ニーズキャッチ機能）と早期対応（リスク管理機能）の一体的な対応が可能となり、支援の狭間に埋もれてしまうケースの発生を防ぐことができます。

さらに、児童福祉以外の福祉分野にも精通した職員を配置することで、様々な視点から支援の可能性を検討することができるようになるとともに、区の職員が虐待の専門部門で職務経験を得て、その経験を異動先で生かすことにより、区全体の児童虐待対応レベルが向上するという利点が考えられます。

2 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができる

東京都から本区に児童相談所の管轄が移ると、区民にとって物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親などに関する手続きなどが行いやすくなります。このことにより、区民サービスの向上とともに、児童相談所が保護者だけでなく、子どもにとっても、地域に根差した身近な相談機関になることが期待されます。

また、児童相談所が区役所や子ども総合センター、警察署、救急病院などに近く、お互いに連携しやすくなります。このため、緊急を要する案件に対して、これまで以上に迅速に対応できるようになり、虐待の早期発見や重篤化の防止につなげていきます。

第7章 基本方針

1 区立児童相談所等設置の基本理念

平成28年度の児童福祉法改正では、全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、心身の健やかな成長、発達、自立を図ることなど等しく保障される権利を有することが明記されました。

本区は、このような児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益確保に向けた区立児童相談所等の設置及び基本方針を定めます。

2 児童相談体制の強化に向けた

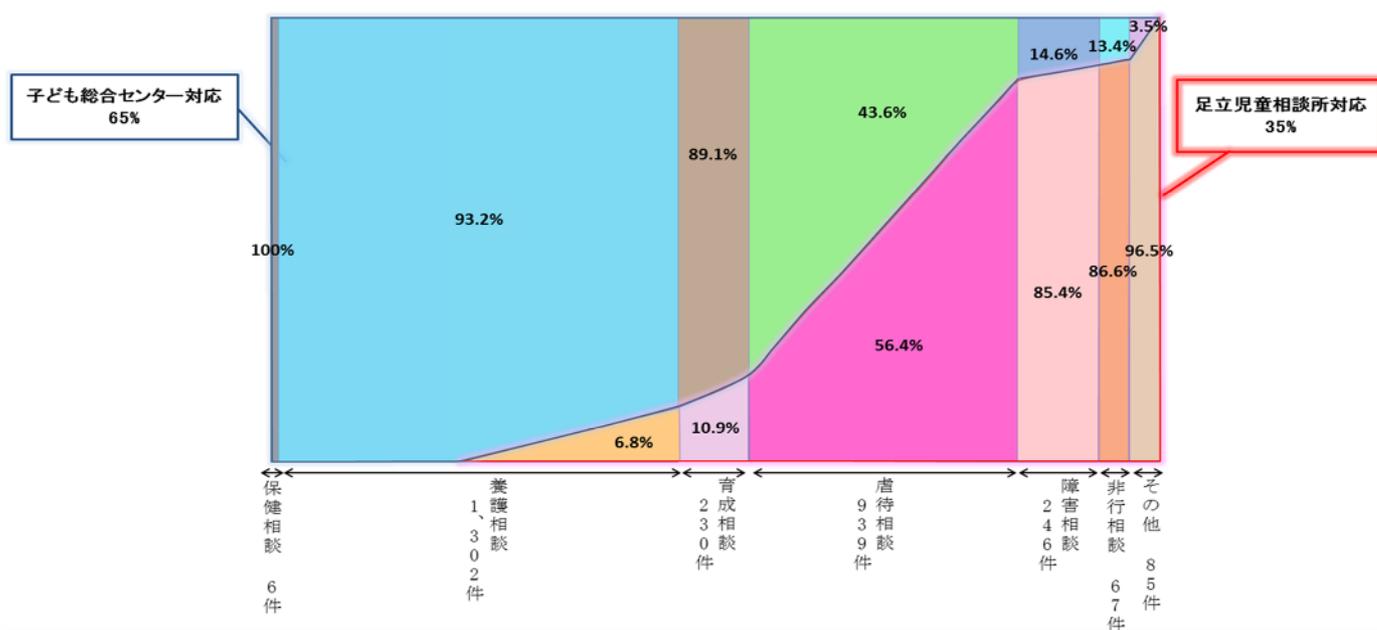
子ども総合センターと児童相談所・一時保護所の今後の展望

(1) 本区における児童相談体制の現状

葛飾区子ども総合センターは全国に先駆けて、平成23年度から「市区町村子ども家庭総合支援拠点※（子供家庭支援センター）」と「子育て世代包括支援センター」機能を併せ持ちながら同一場所で開催し、児童相談に関する区民に身近な窓口として支援を行ってきました（平成30年7月現在全国で5自治体が同一場所で開催）。また、就学前の子どもを対象とした発達相談事業や5歳児健康診査事業などを実施し、子どもの発達支援を行ってきました。

一方、東京都の児童相談所は児童福祉法に基づく法的介入や専門的な知識、技術を必要とするものについて対応してきました。

葛飾区における児童相談実績（平成30年度）(n=2875)



※足立児童相談所相談実績：東京都足立児童相談所（令和元年）「令和元年度事業概要（平成30年度相談概要）」より

東京都と本区をはじめとした区市町村は、互いの事業と機能を理解し、重篤度や緊急度を判断して「児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール」（「東京ルール」）及び「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき連携・協働しながら、ケースの送致などを行っています。

そのため、養護相談や育成相談は子ども総合センター、障害相談や非行相談は児童相談所が多く、虐待相談は双方で同数程度の対応状況となっていますが、児童相談所が抱えているケースは重篤なものが多くを占めています。虐待ケースについては、複合的課題を抱えている家庭が多いため、児童相談所と子ども総合センターのどちらが対応するかはあらかじめ明確に決めず、個々のケースの状況に合わせて適切な主担当機関を決めています。

（２）今後の展望

本区は、区立児童相談所等設置の基本理念を実現するために、子ども総合センターの機能強化と、児童相談所・一時保護所を新規に設置します。

子ども総合センターでは、様々な課題を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、未然に課題の発生や重篤化を防ぐための支援機能の強化が不可欠です。そこで、子ども総合センター機能と体制の拡充を図りながら、これまで培ってきた経験や関係機関との連携体制などを最大限に生かしつつ、さらに、支援を受けることに後ろ向きな家庭に対しても、継続的な家庭訪問を通じてさりげない寄り添いを行うなど、継続的かつ専門的な地域密着型の見守り体制の構築をめざします。

一方、新たに設置する児童相談所は、子どもの命と安全確保を第一に考え、法的介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用した専門的な対応を行います。これまで、子ども総合センターでは支援に限界を感じていた子どもや家庭に対し、児童相談所を新たに設置することで対応できるようになります。

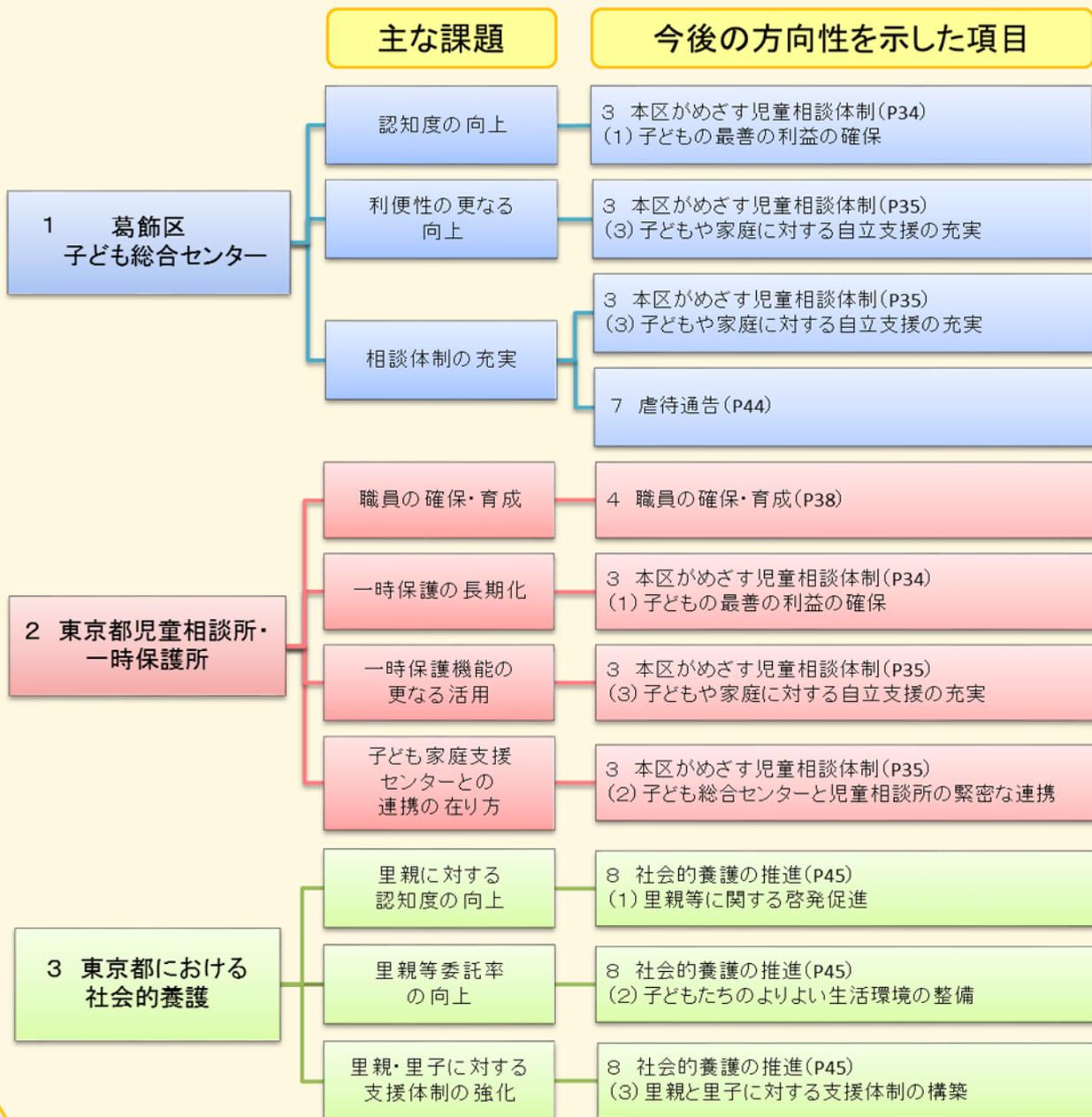
このように、子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となって、虐待から子どもを守り、子どもの最善の利益の確保を行います。これにより、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を、これまで以上に適切かつ迅速に行う体制を構築し、児童相談体制の強化をめざします。

葛飾区後期実施計画事業「児童相談体制の強化」



【主な課題と今後の方向性を示した項目】

「子どもの最善の利益」の確保



3 本区がめざす児童相談体制

本区のこれからの児童相談体制について、主に以下の5点をめざします。

(1) 子どもの最善の利益の確保

(ア) 児童相談所

児童相談所は子どもの安全と最善の利益を確保することを第一に考えます。子どもの状況を総合的かつ客観的に捉え、一時保護などの介入の必要がある場合はたとえ保護者と対立することがあっても、ためらわず、冷静かつ適切に対応します。

一方で、虐待を受けた子どもにとって、虐待のない家庭への復帰が最終目標です。そのためには、子どもへの支援だけではなく、保護者への支援・指導が重要となります。そこで、関係機関が緊密な連携を行いながら、親子関係の再構築を図り、子どもの最善の利益の確保をめざします。

また、本区は様々な機会を捉えて、児童福祉に関する啓発活動を行ってきました。しかし、子ども総合センターの認知度の低さに合わせ、その啓発に対する区民への周知については、より工夫する必要があります。

そこで、児童相談所設置の機会を捉え、本区の児童福祉サービスの内容はもとより、虐待や社会的養護に関する周知・教育、さらには、区として子どもの最善の利益を守ることの明文化の検討など、区民や関係機関に対して発信のより一層の強化を図ります。

(イ) 一時保護所

一時保護を行う際は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があります。そのため、区内の一時保護所を利用することで子どもの最善の利益を守ることが難しい場合は、東京都や先行して児童相談所を設置している特別区と調整し、区外の一時的保護所へ入所できるようにします。

近年、一時保護中の子どもへの生活や学習などに対する権利が制限されているのではないかとということが問題となっています。一時保護所の設置にあたり、子どもの視点に立って権利が保障され、適切な環境で保護できるようにします。子どもと一時保護所長を含む職員が定期的に意見交換を行う会議の開催や意見箱の設置など子どもが能動的に意見を発信できる仕組みづくりを検討します。また、外部からの有識者などによる子どもへの定期的な聞き取りや第三者評価の実施、その他、児童福祉審議会の下に弁護士を含めた子ども権利擁護部会の設置など、子どもが感じている不安や不利益を適切に把握し、代弁することなどで解消できる仕組み作りを検討します。一時保護期間中は、子どもたちは人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる権利を持っていることなど、本来子どもが有している権利を教え、権利意識の醸成を図ります。

また、一時保護所への入所理由や退所後の生活についても、子ども一人一人の年齢や理解度に合わせた説明をきめ細かく行い、子どもの気持ちや意見を最大限酌み取れるよう児童福祉司などが面接を密に行い、心理的負担の軽減を図ります。あわせて子ども総合センターや区関係所管課と連携し、一時保護期間の短縮を図るよう様々な方法や工夫を検討します。

施設の整備に当たっては、一時的とはいえ子どもにとっては、住み暮らす場となるため、一時保護ガイドラインを基本とした安心して生活できる居心地の良い場となるよう、温かみのある落ち着いた色彩やデザインを基調として設計します。

(2) 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携

児童相談所設置後も子どもと家庭に関する相談は、子ども総合センターと児童相談所双方で受け付けます。

現在の一義的窓口は子ども総合センター、専門性や緊急性の高い虐待通告などの対応窓口は児童相談所という役割分担は、本区が児童相談所設置後も継続し、実施主体が東京都から区に変更したことによる影響を最小限にします。

児童相談所の全国共通ダイヤル189などには虐待通告だけでなく、軽易な子育て相談なども寄せられていますが、区民や関係機関がどちらに相談すればいいのか判断がつかない案件もあることを想定し、どちらの窓口にも相談しても円滑かつ適切な機関につながり、子育てに不安を抱える家庭が支援の隙間に落ちることがないように、切れ目のない連携体制の構築を検討します。

また、子育てに不安のある家庭はその時々状況により、最善の支援や介入の内容が変わります。子ども総合センターと児童相談所は最善の支援や介入を行うために、援助方針会議などを共同で開催し、支援と介入の切り替えの際は、素早い対応と支援の連続性の確保をめざします。

なお、区市町村の子供家庭支援センターと児童相談所との間における連携・協働のための「東京ルール」の改正により、警察からの児童相談所に通告された面前DV、泣き声通告などについて、区市町村に対応を求める逆送致制度が開始されています。区が児童相談所を設置することを生かし、事務手続きの簡素化やきめ細かい情報共有や対応方針のすり合わせを迅速に行うなど、これまで以上に効果的・効率的にこのしくみを活用し、より一層の緊密な連携を図ります。

(3) 子どもや家庭に対する自立支援の充実

子ども総合センターや児童相談所が対応する子どもや家庭が日頃から子ども自身が持つ権利について学ぶ機会や、現在本区が行っているメール相談のような、困ったときにいつでも子ども自身が気軽に相談できる体制を、

教育委員会をはじめとした区関係所管課や関係機関と連携しながら更に強化します。そして、子ども自らが将来について考え、主体的に発信や選択ができる力を身につけ、継続して地域の中で自立した生活を送れるようになることをめざします。

子ども総合センターにおいては、子育てに関する不安感などの解消や孤立感を防ぐための傾聴・助言、さらには主訴に基づいた各種施策、制度などの適切な利用提案や案内を行い、家庭復帰に向けた自立支援を行います。

また、地域での安定した生活を支えるため、心理的なケアを活用した支援のこれまで以上の充実、児童相談所に配置される医師や弁護士との連携による職員の専門性の向上、さらには区民の利便性の向上に対応するため子ども家庭支援センターの開設時間の延長などを検討し、自立した後も子どもや家庭にとって心の拠り所となる体制づくりをめざします。

一方、児童相談所においては、必要に応じて一時保護や施設入所措置を行い、子どもの家庭復帰に向けた家庭環境の整備を行います。早期の家庭復帰が難しい場合は、児童養護施設や自立援助ホームなどへの入所を通して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導や学習指導などを行い、子どもの心身の健やかな成長を促し、自立へとつなげていきます。

また、一時保護所においては、発達障害児や非行ぐ犯少年に対しての生活指導や心理支援の観点から、行動観察を中心とした短期入所指導機能も自立支援の手立てとして有効に活用していきます。

(4) 虐待予防に対する支援の充実

子ども総合センターは妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する中で、虐待予防や早期発見などを行う役割を担ってきました。

子どもが家庭で安心して暮らすには、子育てを担う保護者自身の安定が最も大切です。保護者が子育てや夫婦関係などに困ったとき、子ども総合センターが保護者にとって気軽な相談先となり、一緒に悩み、考え、保護者に進むべき道を示し、導けるよう保護者支援の更なる充実をめざします。

保護者支援においては区職員による支援活動のみならず、現在実施している育児支援訪問事業により、アプローチが難しい家庭にも家事援助などを活用することで保護者などへの接点を持ち、よりきめ細かいニーズキャッチを行い、虐待の未然防止へとつなげていきます。

さらに、保護者支援のあり方は、現在東京都と区市町村の間で議論を進めていますが、外部の機関によるきめ細かいニーズキャッチができる取組を更に増やし、アンテナ機能の更なる充実を図るとともに、キャッチしたニーズを区と共有し、連携した支援体制の構築を検討していきます。

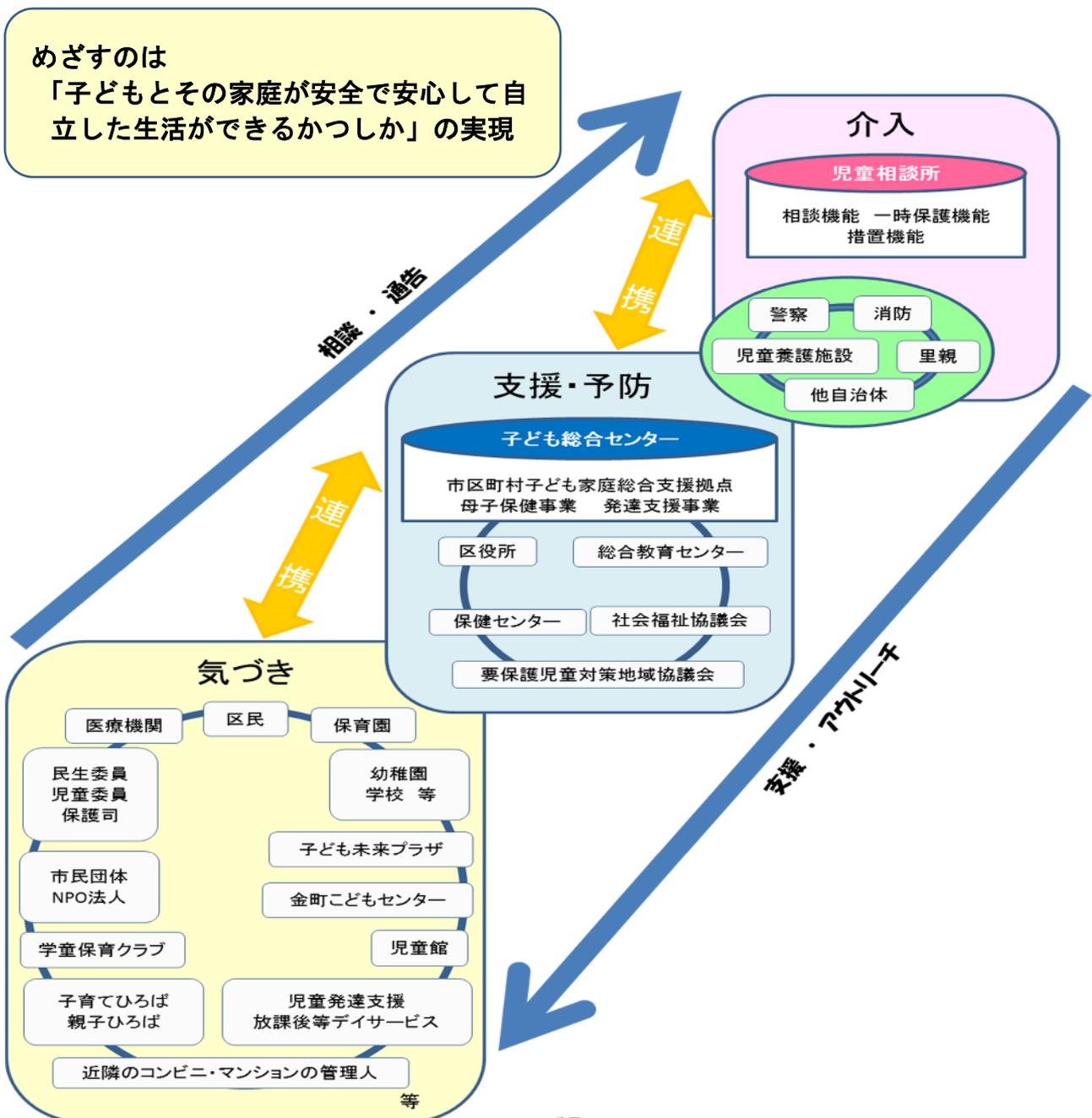
(5) 地域の見守り力の育成

子育てにおける体罰の禁止が法制化されました。このことは、子育てをする保護者だけでなく、全ての区民が知っていなければなりません。区が児童相談所を設置することで、地域の中でも児童虐待をはじめとする子ど

もの権利擁護への関心が更に高まることが期待されます。世代を超えた大人だけでなく、主体となる子ども自身も含め全ての区民が、これからは「怒鳴る・手をあげることによらない子育て」という認識を深め、体現し、虐待の連鎖を防ぎ、次世代につなげていくことが重要です。

そこで、区民や関係機関に対する講習会を通じた周知・教育や区として子どもの最善の利益を守ることを様々な機会を通じて発信し、地域全体で、家庭や子どもを温かく見守り、支える「まなざしづくり」を推進します。これとあわせて、社会的養護に関する啓発活動も積極的に行い、これまで以上に地域資源の開拓を行います。

◆児童相談所設置後の児童相談体制



4 職員の確保・育成

(1) 求められる職員像

児童相談所や一時保護所で対応する子どもや家庭は複合的な課題を持ち、その対応には、専門的な知識と経験が必要です。本区は、適切な対応がとれるよう次のような職員の確保・育成をめざします。

- *子どもの最善の利益を確保する意識を常に持つことができる。
- *その時々状況を適切に情報収集・把握した上でアセスメントを行い、将来を見据えた的確な判断やアプローチができる。
- *どのような場面でも臨機応変に冷静に対応できる。
- *他職種や関係機関等とチームワークを図り、協調性をもって業務を遂行できる。
- *コミュニケーション能力があり、様々な課題を抱えた子どもや家庭と一緒に課題解決に向けて考えることができる。

以上の職員を確保・育成するため、次のことを実施します。

(2) 職員の確保

(ア) 職員採用

本区は特別区人事委員会による統一採用により、常勤職員の採用を行っていますが、平成30年度に国より打ち出された児童福祉司や児童心理司などの配置職員増の影響により、緊急かつ大幅な職員の確保は本区をはじめ、全国的に難しい状況です。しかしながら本区の児童相談所の安定的な組織・業務運営を行うため、計画的に福祉職・心理職などを採用するとともに、任期付職員や会計年度任用職員、特別職非常勤職員の採用を合わせて検討し、高度な専門的知識や経験を有している職員の確保に努めます。

(イ) 庁内職員の登用

本区にとって児童相談所・一時保護所の業務は初めて経験するものとなります。そのため、現在区で働く職員に対して、児童相談所・一時保護所の各業務について、まずは知り、意欲を持ち業務にあたる職員を確保するため、以下のことに取り組みます。

- ・先行区や東京都、特別区職員研修所など外部で実施されている研修や施設見学の参加促進
- ・児童福祉司任用資格の取得補助・支援
- ・職員向け勉強会及び派遣研修経験者による業務説明会の開催
- ・他自治体の児童相談所などへの派遣研修の公募

(3) 職員の育成

(ア) 他自治体や児童福祉施設への派遣研修

児童相談所や一時保護所の業務を学ぶため、東京都をはじめ近隣自治体や政令指定都市などの児童相談所や一時保護所、児童福祉施設に職員を一定期間派遣します。業務の経験を積むだけでなく、様々な派遣先で学んできた取組を本区の児童相談所・一時保護所の業務運営に生かしていきます。

(イ) ジョブローテーションの活用

児童相談所で対応する子どもや家庭は複合的な課題を抱えている場合があります。そのような場合、他の福祉制度や地域の社会資源などを知っていることで、幅広い視点から支援を組み立てることが可能となります。このような職員を育てるためには、子ども総合センターだけでなく、生活保護や障害児者分野、教育分野、保育園・児童館などの経験を積むことが有効です。

また、児童相談所で虐待対応を経験した職員が、人事異動により他課に配属となることで、区役所全体に児童福祉に関する専門性を広げます。さらには、本区が実施する様々な事業の中に虐待を発見する視点やしくみを取り入れるなど、虐待の未然防止の網を広げ、組織全体のレベルアップにつなげます。このような職員育成が可能であることは、児童相談所を区で開設する利点でもあります。

(ウ) 東京都との連携

児童相談所開設時にスムーズに東京都から業務を引き継ぐことができるよう児童相談所と日頃から連携を密にし、必要に応じて同行訪問や個別ケース検討会議への参加を通して、専門性の向上をめざします。また、東京都で実施している児童相談所職員向けの研修に積極的に参加し、児童相談所業務の遂行に必要なスキルを身につけます。

(エ) 児童相談所設置後の職員支援

児童相談所の業務に携わる職員は、共感疲労^{*}や高いバーンアウト^{*}のリスクにさらされており、全国的にも職員の育成や定着が難しい状況です。この状況を改善するために、スーパービジョン^{*}は欠かすことができません。しかし、スーパービジョンを担うスーパーバイザーの確保は更に難しい状況です。加えて、昨今の児童虐待相談件数の増加により、スーパーバイザーの相談援助業務への比重が増す中で、スーパービジョンへの比重が減少しています。そのため、本区では児童福祉司及び児童心理司スーパーバイザーを補佐するため、相談援助技術の取得支援や疲労感・自己肯定感の低下に対して、声をかけ寄り添う児童相談援助等業務の経験がある支援者支援コーディネーターを配置するなど、支援者（職員）の心理的負担を軽減するための体制の検討を行います。

このような手厚い体制は、児童相談所の安定的な運営と子どもや保護者に対する支援の量や質に直結し、ひいては子どもの命を守ることにつながります。

5 建設予定地

本区で児童相談所等を設置するにあたり、区中心部で一定規模の面積を有することや、児童相談所の運営にあたり、重要な連携先となりうる警察署や救急病院が近くにあること、さらには、一時保護所を併設する中で、可能な限り子ども一人一人に合った支援ができる環境が望ましいことから、公園やスポーツ施設などが近くにあること、繁華街から少し離れた落ち着いた環境などを条件に建設予定地の選定を行いました。

- (1) 所在地 葛飾区立石二丁目 179 番 1、2 号
- (2) 面積 2,177.93 m²
- (3) 箇所図



建築規模をはじめ、施設を構成する諸室の配置や面積などについては、敷地条件や建築条件などを踏まえ、基本計画、基本設計、実施設計を行う中で詳細を検討していきます。

6 関係機関及び組織間連携の更なる強化

(1) 地域で支援が必要な子どもとその家庭を支える体制づくり

(ア) 地域との緊密な連携

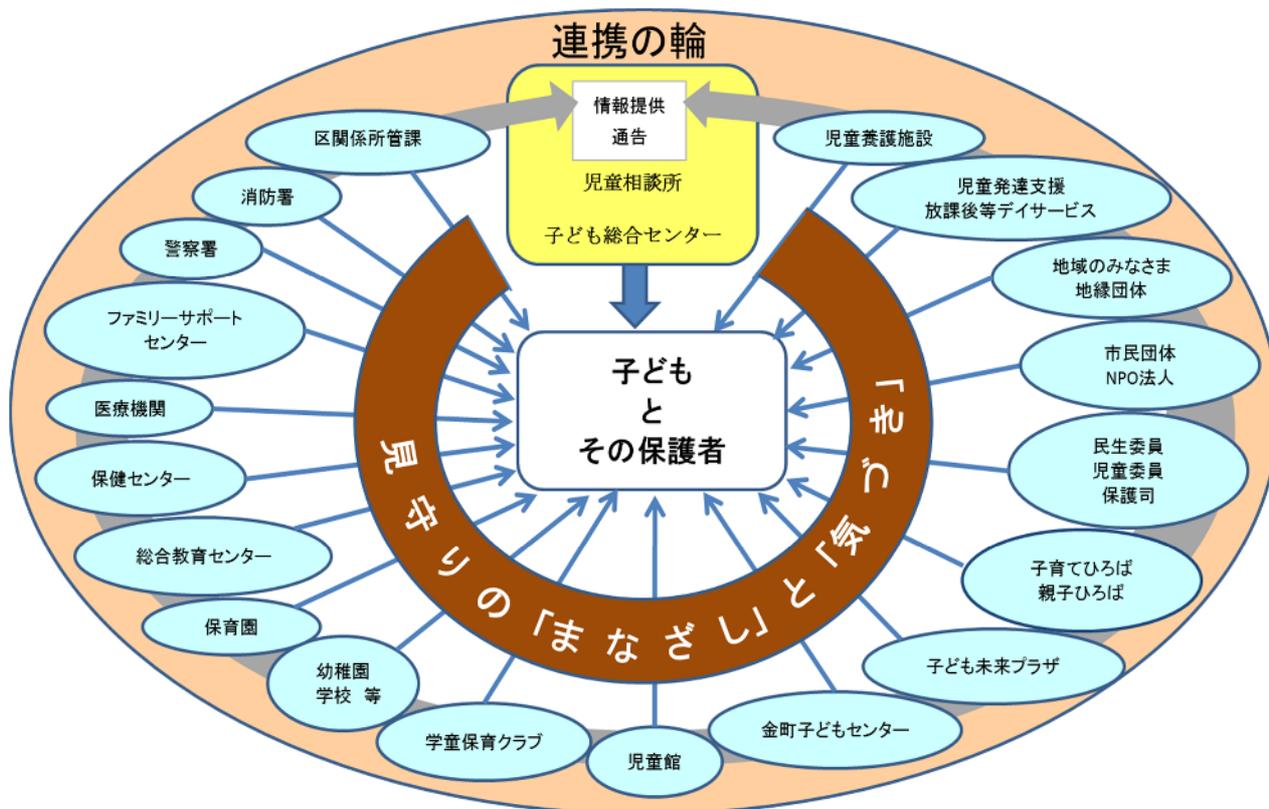
複合的に課題のある支援が困難な家庭や支援の必要性の理解が低い家庭などに対して、家庭環境が重篤化する前に支援の手を差し伸べることが重要です。

そこで、在宅支援をはじめ、子ども食堂や学習支援活動を行う団体など従来から本区に存在する子どもや家庭を取り囲む全ての関係機関が、子どもとの日頃の関わりの中から虐待やさりげない発信などに気づくアンテナ機能の役割を果たし、児童相談所や子ども総合センターにためらうことなく、より一層速やかに情報提供や通告、代弁を行うことができるネットワークの構築をめざします。

このような体制は、子どもと家庭だけでなく、支援機関の孤立化も防ぎ、事態が深刻化する前に対応することができます。また、日頃から連携を深めることで、小さな気づきの共有や困ったときに相談し合える関係性を築くことができます。

本区が児童相談所を設置することで、主体的に連携の輪を更に広げ、子どもと家庭を温かく見守り、支える「まなざし」を増やしていきます。

◆連携のイメージ



(イ) 区関係所管課との組織間連携

本区が児童相談所を設置することで、区関係所管課に対しても身近な機関となるため、支援が必要な子どもや家庭がある時に気軽に相談したり、連携を取りやすくなります。また、区が実施しているサービスに一番精通しているのは、区職員です。児童相談所の職員が、区のサービスに関する知識を持った上で他部署と連携し、支援の組み立て、いわゆるコーディネートを行うことで、子どもと家庭が地域で自立した生活を送るための生活に関する選択の幅を広げることができます。また、将来的には児童相談所で勤務していた職員が異動した先の職場において、児童相談所で得た知識や経験を基に業務にあたることで、区職員全体の児童福祉に関する専門性の向上が期待できます。

また、区が児童相談所を設置することで法に基づく児童相談所設置市事務を担うこととなります。区の児童福祉行政の検討の際に児童福祉審議会を活用することや、療育手帳の発行事務、小児慢性特定疾病の医療給付事務など、区民にとってサービスがより使いやすくなるよう区関係所管課との組織間連携を推進していきます。

(2) 要保護児童対策地域協議会*の機能強化

現在、本区の要保護児童対策地域協議会は、子ども総合センターが事務局となり、子どもの権利擁護や安全な生活環境の確保を行うため、支援が必要と思われる子どもや家庭の情報共有や支援方針の検討などを行っています。また、実務者会議として4つの部会と情報共有や進行管理、個別の子どもへの支援を検討する場として援助調整会議を実施しています。

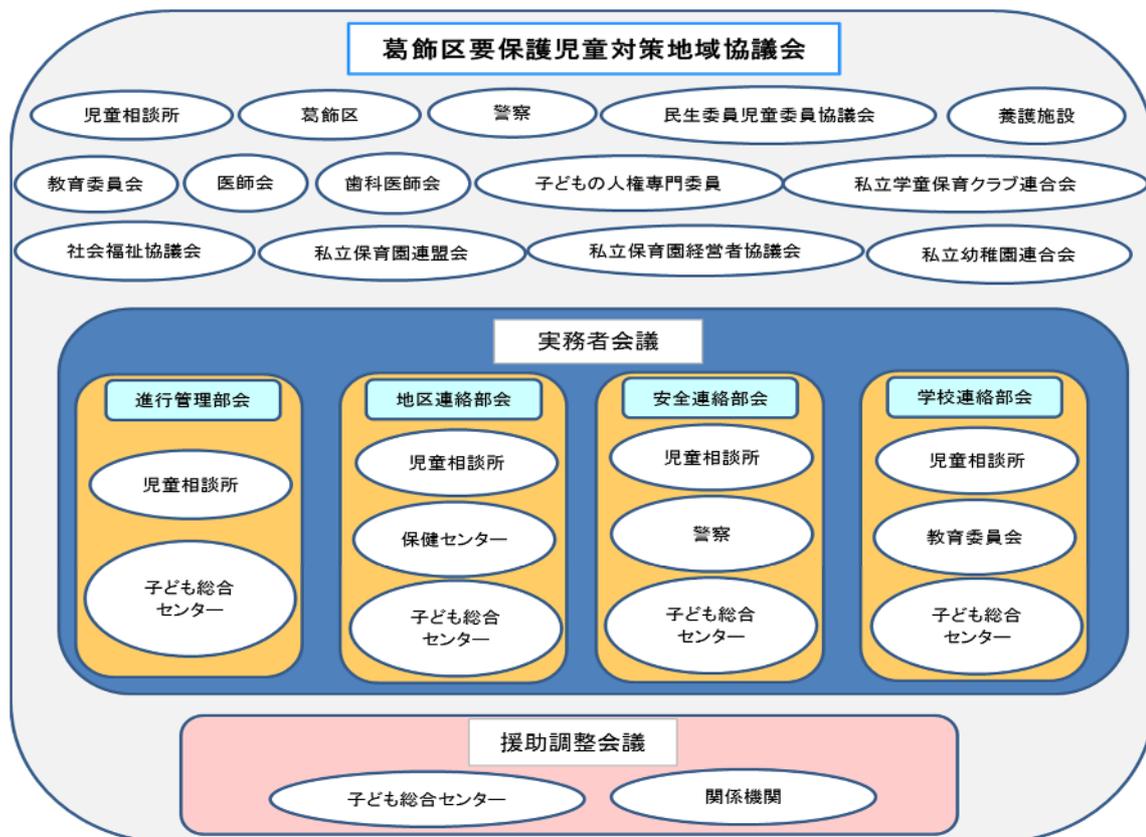
このように、要保護児童対策地域協議会を通して関係機関と情報の共有などを行っていますが、関係機関内での認知度や情報の有効活用に関して、十分であるとは言えません。要保護児童対策地域協議会の機能や役割はもとより、その効果やメリットなどについても、あらためて関係機関内での認識を深め、更なる効果的な活用を検討していきます。

さらに、要保護児童対策地域協議会の参加団体の拡大を検討し、その機能を有効に活用することで支援が必要な子どもと家庭を地域で支え、状況に変化があった際に迅速に対応できる体制づくりを行います。その上で、関係機関がそれぞれの専門性を生かした支援を行いながらも、葛飾区として同じ基準で子どもと家庭の見立てを行えるよう検討を進めていきます。

また、国の「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」には「要保護児童対策地域協議会を運営する機関に調整担当者を置くもの」と定められています。現在、本区の調整担当者は他の相談業務を抱えながら対応しているため、迅速な対応が難しい状況です。

そこで、専任の調整担当者とその調整担当者や関係機関に支援内容のアドバイスなどを行う専門家の配置の検討を行います。さらには、東京都の「子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業」を活用した保育園や幼稚園、小中学校などに対するアウトリーチの実施を検討します。

◆葛飾区要保護児童対策地域協議会の構成イメージ



(3) 東京都や特別区との広域的な連携

児童相談所の設置については、都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、その設置する児童相談所の円滑な運営が確保されるよう、一時保護や施設入所に関して広域的な調整を行うことや、児童相談所の立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的な知識及び技術を要する相談への対応に関して技術的援助や助言を行うこととされています。

本区を含む特別区の場合、他県のように県と市の1対1の協議・調整だけでなく、東京都と特別区間、また特別区間の協議・調整が必要となります。平成30年度より東京都と特別区間及び特別区間の複数の会議体において検討が必要な課題について協議・調整が行われています。

その中で、東京都と特別区間及び特別区間においては、子どもの最善の利益を守るために区外施設を活用することが望ましい場合を想定し、一時保護所や障害児入所施設などの相互利用の方法について検討が行われました。そのほかにも、児童養護施設をはじめとした児童福祉施設などの費用負担の方法や補助金に関する基本的な方向性などが一定程度まとめられました。特別区間においても協議・調整を行うことは、一つの区だけでは解決できない広域的な調整が必要な課題に対して連携しながら対応できることとなり、支援の選択肢の幅を広げることにもつながります。今後も引き続き特別区児童相談所設置に向けて検討が必要な事項について積極的に協議・調整をし、よりよい児童相談所運営が行えるよう働きかけます。

7 虐待通告

虐待通告があった際は以下の3点を基本に対応します。

(1) いつでも

虐待通告はいつ入るかわかりません。そのため、全国共有ダイヤル189や区独自の児童虐待通報相談専用電話により24時間365日“いつでも”電話がつながり、通告できる体制を構築します。

(2) すぐに

虐待通告があった場合、安全確認は迅速な対応を確保する観点から児童相談所運営指針では、速やかに(48時間以内)行うことが望ましいとされています。虐待通告を受けてから速やかに安全確認に向かえるよう、安全確認を専門に行う職員の配置を行い、夜間や休日を含め、“すぐに”子どもの元に向かえる体制の整備を検討します。

また、“すぐに”最善の対応がとれるよう、日頃から関係機関と緊密な連携を行います。将来的には、“すぐに”緊急受理会議ができるよう、現場で確認した子どもの状況を児童相談所や子ども総合センターで共有できるシステム環境をはじめ、テレビ会議や複数同時通話機能を活用した電話会議などの整備を検討します。

(3) 確実に

安全確保は一刻を争います。しかし、安全確認に出向いたときに保護者からその確認を拒否されることもあります。児童相談所だけで安全確認ができない場合は、警察などの関係機関と連携を取りながら、間接確認を含めた確認を“確実に”行います。その上で子どもの安全確保を“すぐに”“確実に”行えるよう所内の体制を整えます。

虐待の状況やけがの原因の見分けは経験を積まなければ難しく、医療従事者などの専門的な見立てがないと判断ができない場合があります。

虐待通告を受け駆けつけた場合は、迅速な対応が求められます。複数の職員で出向いても、確認を行う職員に適切な情報収集力や経験、そして判断力が問われます。どの職員が判断をしても、同じ基準で虐待の深刻度を計ることができるよう定期的な研修を実施します。

将来的には、アザ・傷の状況を入力すると危険性の深刻度など、職員の判断の補助ができるAIの導入を検討し、より迅速で確実な判断へとつなげます。

8 社会的養護の推進

(1) 里親等に関する啓発促進

「里親」という言葉は聞いたことがあっても、具体的な制度の中身や役割が区民に浸透していません。社会的養護を必要とする子どもが地域で見守られながら生活するには、地域の方々が里親制度について正しい認識を持つことが必要です。

そこで、社会的養護に関する勉強会や講演会、職員出前講座を開催するほか、地域で開催される子育てのイベントや町内会の行事など様々な機会を捉えて広報活動を行います。このような活動を通して地域の中で社会的養護の認知度を高めつつ、里親の必要性や活動内容を知ってもらい、里親の確保や特別養子縁組につなげていきます。

また、大人だけでなく子どもに対しても啓発活動を行うことで、社会的養護が社会の多様性の一つとなるようにします。

(2) 子どもたちのよりよい生活環境の整備

社会的養護を必要とする子どもは、里親をはじめとする家庭的環境で生活できるようにすることが望ましいとされています。しかし、国の「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられている乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を達成するには、里親の数が圧倒的に不足しており、極めて難しい状況です。この状況を打開するために、週末里親などの短期里親をまずは導入し、里親になることに対する障壁を低くすることで、里親になりたいと少しでも思う地域の方々を増やしていきます。また、社会的養護を必要としている子どもにとっても家庭の雰囲気を経験できる場の提供を行い、家庭復帰や社会的自立に向けた手助けを行います。

(3) 里親と里子に対する支援体制の構築

里親と里子が一緒に生活する中で、様々な悩みや困りごとが出てきます。このような悩みなどを里親と里子が抱え込むことなく、気軽に相談できる相手がいることはとても重要なことです。里親を支援することは里子を支援することにもなります。そこで、児童相談所に里親に対する養育支援を担う職員を配置し、生活する上で必要となる区のサービスなどをコーディネートすることで、里親への負担を減らせるよう支援します。

このほか、定期的に里親と里子同士が集まる会を開催し、レクリエーションなどを通して里親と里子が普段話せない悩みなどを聞き、生活の不安の軽減につなげます。また、里親と里子を多角的な視点から支援するため、安心して里親を担うための里親委託前研修や、里子との個別的な課題に気づくための里親委託後研修を行います。さらに、将来的には民間フォスターリング機関の活用を含め検討していきます。

9 児童相談所設置市事務

(1) 児童相談所設置市が処理する事務の根拠

児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項及び同法施行令第 45 条の 3 により、児童相談所設置市が行うべき事務（以下、「設置市事務」という。）の範囲が規定されています（次ページ「児童相談所設置市事務の種類及び主管課」参照）。この規定に基づき、本区が児童相談所を設置した際には、東京都が現在処理している事務の一部が本区に引き継がれることとなります。

また、児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項に規定する「児童相談所を設置する市として政令で定める市」（児童相談所設置市）として指定を受けるにあたり、必要となる手続きについては、厚生労働省通知（平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号「児童相談所を設置する市について」）で示されています。

これらに基づき、児童福祉法に定める設置市事務に加え、国の通知及び要綱に基づき指定都市が実施している事務についても、児童相談所設置市が行うこととなります。

(2) 今後の検討（準備）の進め方

次ページの「児童相談所設置市事務の種類及び主管課」に示された各主管課が、各事務の内容をはじめ、業務量などに関する調査やどのように業務を遂行していくかなどの検討をし、結果を取りまとめます。その後、基本計画の策定に合わせ、本区における設置市事務の進め方などについてまとめていきます。

◆児童相談所設置市事務の種類及び主管課

	名 称	主管課	内 容
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	本会及び各部会と範囲が広範にわたるため、子育て支援部内にて協議	
2	里親に関する事務	子ども家庭支援課	
3	児童委員に関する事務	福祉管理課	
4	指定療育機関に関する事務	子ども家庭支援課	給付・支払等事務
		保健予防課	指定・取消事務
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	保健予防課	
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課	
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども家庭支援課	
8	児童福祉施設に関する事務	子ども家庭支援課	児童養護施設等
		育成課	児童館、保育所等
		子育て支援課	母子生活支援施設、助産施設
		障害福祉課	障害児入所施設、児童発達支援センター
9	認可外保育施設に関する事務	育成課	
10	小規模住居型養育事業に関する事務	子ども家庭支援課	
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課	
12	一時預かり事業に関する事務	育成課	
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	子ども家庭支援課 子育て支援課	判定・認定診断書 手当の申請
14	療育手帳に係る判定事務	子ども家庭支援課	新規・更新申請、 判定事務
		障害福祉課	交付、再交付、 住所変更、返還受付
15	障害福祉サービス等情報公表に関する事務	障害福祉課	
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	子ども家庭支援課	

※令和2年1月16日現在

※今後の組織改正等の状況によって変更となる場合があります。

10 スケジュール

令和5年度の開設に向けて、以下のスケジュールで進めていく予定です。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画		設計・工事		開設
	地域等への説明				

※今後の検討状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

この他、児童相談所と一時保護所の開設に向けて、①職員の確保・育成、②区民や関係機関に対する児童虐待や社会的養護に関する啓発活動、③児童相談所設置に向けた東京都協議、④政令指定に向けた国との事前協議などを実施していきます。

用語集

あ行

愛の手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）で知的障害者であると判定されて方に対して交付される障害者手帳。各種サービスを受ける際に必要となる。全国的には療育手帳という。

アウトリーチ

接近困難な人や潜在的な利用希望者に対して、要請がない場合でも職員の方から積極的に出向き、働きかけを行うこと。

か行

葛飾区版ネウボラ

妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するしくみ。全ての子育て世代の出産や育児に関する不安や悩みに応え寄り添って支援するしくみを整備することで、誰もが安心して子育てできるまちを実現していく。

家庭裁判所

家事事件の裁判、調停、人事訴訟、履行勧告手続等を扱うほか、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年による少年事件を扱う裁判所。

共感疲労

職員が子どもや家庭に親身になって関われば関わるほど、傷つきが生じ、疲労するという、支援者の臨床現場に寄り添った概念。子どもたちからの暴言や暴力だけでなく、目の前で激しく展開される子ども同士の喧嘩などからは、職員にとっての面前DVに近い状態が起き、PTSD（外傷後ストレス障害）に陥るリスクを常にはらんでいる。

子育て世代包括支援センター

平成29年の母子保健法改正において新たに規定された、妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした機関である。市町村には設置の努力義務があり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）においては、令和2年度末までに同センターの全国展開を目指すこととされた。法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という。

子供家庭支援センター

平成7年に開始した東京都の独自事業。子供家庭総合ケースマネジメント（総合相談、在宅福祉サービスの提供・調整）、地域組織化、要支援家庭のサポート、養育家庭制度の普及等を行っている。平成28年の児童福祉法の改正により、子供家庭支援センターをモデルとした市区町村子ども家庭総合支援拠点が法制化された。

コンサルテーション

専門的な助言を必要としている人に対して専門性を有する機関や個人から相談・指導を行うこと。

さ行

里親等委託率

乳児院入所児、児童養護施設入所児、里親・ファミリーホーム委託児を足したもののうち、里親・ファミリーホーム委託児が占める割合。

市区町村子ども家庭総合支援拠点

平成28年に改正された児童福祉法において新たに規定された、市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を行う拠点。

児童虐待

保護者等によって子どもに加えられる行為で、子どもの人権を侵害し、心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なうもの。児童虐待は次のような種類に分けられる。

・身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

・心理的虐待

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）そのほかの子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること。

・ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、そのほかの保護者としての監護を著しく怠ること。

児童心理司

児童福祉法に定められた児童相談所に置かれる職員。子どもや保護者等からの相談に応じるとともに、子どもに対して、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断・心理判定を行うほか、心理療法、カウンセリング、助言指導等を行う。

児童福祉司

児童福祉法に定められた児童相談所に置かれる職員。子どもの保護、その他の子どもの福祉に関することについて、相談及び指導を行う。国家資格や実務経験等が資格要件として定められている。

児童福祉施設

社会福祉施設の一類型であり、子ども及びその保護者等に適切な環境を提供し、養育・保護・訓練及び育成等を中心として児童の福祉を図る施設の総称。

児童福祉法 25 条通告及び少年法第 6 条の 6

・児童福祉法 25 条通告

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

・少年法第 6 条の 6

警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

一 第三条第一項第二号に掲げる少年に係る事件について、その少年の行為が次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるものであると思料するとき

イ 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪

ロ イに掲げるもののほか、死刑又は無期若しくは短期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

二 前号に掲げるもののほか、第三条第一項第二号に掲げる少年（十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年）に係る事件について、家庭裁判所の審判に付することが適当であると思料するとき

障害児相談支援事業

障害のある子どもの通所支援等の利用にあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行う事業。

ショートステイ

保護者が子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、短期的に宿泊を伴った保育を行う事業。

スーパービジョン

社会福祉施設・機関において実施されるスーパーバイザー（機関内の実践への経験及び知識を持つ職員又は外部専門家）によるスーパーバイジー（職員）に対する管理的・教育的・支持的機能を遂行していく過程。

措置

行政庁が行う行政上の処分。社会福祉領域においては、行政庁が社会福祉の対象となる者に対して各福祉法の規定に基づいて行う、援護、育成、更生に関わる行政処分。

た行

特定相談支援事業

障害福祉サービスの利用申請に当たり、サービス等利用計画の作成やモニタリングを行う事業。

トワイライトステイ

保護者が子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、短期的に夜間を伴った保育を行う事業。

は行

発達障害

脳の機能障害によって、高次の精神機能に生じる障害。発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

バーンアウト

燃え尽き症候群。長期間にわたり目標への献身が十分に報いられなかった時に生ずる精神的・情緒的・身体的疲労状態で、孤独化、抑うつ、不安、理想の喪失ややる気の喪失などを症状とする。理想が高い人、やる気のある人、責任感の強い人が陥りやすいと言われている。看護職や社会福祉施設等で対人専門職につく人にこの現象がよく見られると言われている。

犯罪少年

14歳以上20歳未満で罪を犯した少年。

フォスターリング機関

里親養育包括支援機関。質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的で、里親の開拓・育成、登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援を行う。

福祉事務所

社会福祉法第14条に規定されている福祉に関する事務所の総称。本区においては高齢者支援課、障害福祉課、西生活課、東生活課、子育て支援課で担っている。

ま行

面前におけるDV

子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

や行

要保護児童対策地域協議会

市区町村における児童家庭相談体制強化を図るための協議会。虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や援助、保護を図るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで援助していくためのネットワーク。

ら行

レスパイト

子ども、障害者、高齢者などを抱えた親・家族の育児・介護からの一時的な開放を目的とした援助。

参考文献：

社会福祉用語辞典第9版 ミネルヴァ書房

社会福祉の手引き2018 東京都

広辞苑第5版 岩波書店

厚生労働省ホームページ

葛飾区児童相談所基本構想

令和2年3月発行

葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課

住 所 〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14

電 話 03-3602-1247

H P <http://www.city.katsushika.lg.jp/>

